

資料編

- I 第4次多久市総合計画の振り返り検証
- II 第1次多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略の振り返り検証
- III 人口ビジョン
- IV 総合計画の財政フレーム
- V 用語集
- VI 策定経過
- VII 多久市総合計画条例
- VIII 多久市総合計画審議会条例
- IX 多久市総合計画審議会委員名簿

I 第4次多久市総合計画の振り返り検証

施策目標 1 子どもがすくすく－教育重視・子育て応援のまちづくり

- ✓ 施策項目3「子育て支援の充実」については、一定の成果がみられています。今後も、子育て相談ができる環境整備を進めるとともに、支援内容に対する満足度の把握等に努めることで、更なる充実を図っていきます。
- ✓ 他方、施策項目1「学校教育の充実」については、その多くの指標において、目標を達成できていません。今後、関係機関との連携を密に図りながら、交通事故ゼロや不登校生徒数の割合の減少に向けて、一層取り組みを充実させていく必要があります。

施策項目名		「第4次多久市総合計画後期基本計画」における成果指標		達成状況	
		成果指標（みんなで目指そう値）名	目標（R2）	実績（R1）	判定
1	学校教育の充実	児童生徒の交通事故数	0件	5件	要検討
		中学校における不登校生徒数	1.1%	5.0%	要検討
		学校運営協議会の開催数	6回	5回	良
		小中一貫教育研究発表会、教育講演会開催数	2回	2回	優
2	地域教育の充実と青少年健全育成の推進	朝ごはんを毎日食べている子どもの割合	90.5%	84.7%	良
3	子育て支援の充実	各町子ども教室参加者数	2,400人	3,263人	優
		放課後児童指導員研修会参加階数	5回	4回	良
		妊娠届出を妊娠11週までにを行う妊婦の割合	94.0%	89.3%	良
		子育ての相談ができる方がいる割合	96.0%	92.6%	良
		待機児童数	0人	0人	優
		子育て支援センター利用者数	2,160人	10,863人	優
		児童館の来館者数	7,800人	36,516人	優
		ファミリーサポートセンター事業登録者数	120人	110人	良

序論

基本構想

基本計画
施策目標1

基本計画
施策目標2

基本計画
施策目標3

基本計画
施策目標4

基本計画
施策目標5

基本計画
施策目標6

基本計画
施策目標7

基本計画
施策目標8

第2期
多久市まちづくり
戦略

資料編

I 第4次多岐市総合計画の振り返り検証

施策目標2 市民が主役－人が輝く文化・スポーツ交流のまちづくり

- ✓ 施策項目2「スポーツの振興」については、一定の成果がみられています。今後も、更なるスポーツの振興に向けて取り組みを継続していきます。
- ✓ 他方、施策項目1「生涯学習体制の充実と学習活動の推進」については、いずれの指標においても、目標を達成できていません。今後、公民館については、これまでの取り組みを検討・精査し、更なる活性化につなげていきます。また、市立図書館については、令和2年度から指定管理者制度を導入。特色ある事業の実施により、取り組みを改善していきます。

施策項目名		「第4次多岐市総合計画後期基本計画」における成果指標		達成状況	
		成果指標（みんなで目指そう値）名	目標（R2）	実績（R1）	判定
1	生涯学習体制の充実と学習活動の推進	中央公民館及び地区公民館の利用者延べ人数	104,000人	84,607人	良
		ゆい工房通年講座延べ受講者数	1,430人	1,297人	良
		市立図書館入館者数	12,000人	9,054人	可
2	スポーツの振興	総合型地域スポーツクラブ「多クスポーツピア」加入者数	790人	949人	優
		県民体育大会における入賞者数	12人・団体	12人・団体	優
3	伝統文化の継承と文化芸術活動の推進	文化連盟事業実施数	25件	26件	優
		資料館入館者数	9,000人※	7,697人	良
		文化財の指定・登録件数	50件	48件	良
		東原庫舎利用者数	5,000人	3,344人	可
4	地域間交流・国際交流の推進	市等が実施する国際交流事業回数	1回	1回	優
		市等が主催する国際交流イベント等への参加延べ人数	20人	11人	要検討

（※）第4次多岐市総合計画後期基本計画策定時は、13,000人としていたが、イベント開催に伴う増加要因を含んだ数字であったため、計画期間中に見直しを行った。

I 第4次多久市総合計画の振り返り検証

施策目標3 生涯安心一人にやさしい健康・医療・福祉のまちづくり

- ✓ 施策項目3「高齢者支援の充実」については、一定の成果がみられています。今後、高齢者の方々が自立した生活を維持できるよう、生活習慣病の重度化予防や介護予防事業を推進するなどして、取り組みを更に充実させていきます。
- ✓ 他方、施策項目1「健康づくりの推進と医療体制の充実」については、その多くの指標において、目標を達成できていません。しかしながら、目標を達成できている年度もあるため、今後、継続的に維持・改善できるよう、これまでの取り組みを不断に見直しつつ、取り組みを継続していきます。

施策項目名		「第4次多久市総合計画後期基本計画」における成果指標		達成状況	
		成果指標（みんなで目指そう値）名	目標（R2）	実績（R1）	判定
1	健康づくりの推進と医療体制の充実	がん検診受診者数延べ数	8,000 人	7,499 人	良
		特定健診受診率	60.0%	59.7%	良
		高血糖値（HbA1c6.5 以上）該当者の改善率	40.1%	32.0%	可
2	地域福祉の充実	ボランティア登録団体数	21 団体	18 団体	良
3	高齢者支援の充実	介護予防事業により重度化を防止できた高齢者数	350 人	629 人	優
		高齢者人口に対する要介護認定者の割合	21.0%	18.3%	優
		シルバー人材センター会員数	100 人	66 人	可
4	障害者支援の充実	グループホームの利用者数	54 人	55 人	優
		障害者相談件数	1,000 件	1,316 件	優
5	社会保障等の充実	生活保護世帯からの自立件数	5 世帯	2 世帯	要検討
		国保税収納率	93.45%	90.49%	良

序論

基本構想

基本計画
施策目標1基本計画
施策目標2基本計画
施策目標3基本計画
施策目標4基本計画
施策目標5基本計画
施策目標6基本計画
施策目標7基本計画
施策目標8第2期
多久市まちど
しと暮らし
総合戦略

資料編

I 第4次多岐市総合計画の振り返り検証

施策目標4 自然と共生－安全で緑豊かな生活環境づくり

- ✓ 施策項目4「消防・防災体制の充実と河川改修等の推進（消防防災）」については、一定の成果がみられていますが、防災メールをはじめとした防災情報の発信に関しては、他の情報伝達手段も含め、検討・精査し、周知・啓発に努めています。
- ✓ 他方、施策項目3「廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進」については、その多くの指標において、目標を達成できていません。今後、ごみ排出量の削減に向けて、広報活動を工夫するとともに、事業者向けには指導を徹底するなどして、これまでの取り組みを更に加速させていく必要があります。

施策項目名		「第4次多岐市総合計画後期基本計画」における成果指標		達成状況	
		成果指標（みんなで目指そう値）名	目標（R2）	実績（R1）	判定
1	自然環境の保全と公園・緑地の整備	公共用水域河川 BOD 値平均	0.85mg/l	1.02mg/l	良
		市の施設の CO ₂ 排出量	5,500t	7,905t	要検討
		都市公園施設の更新率	60.0%	19.7%	要検討
2	上・下水道の充実（上水道）	上水道老朽管残存率	0.00%	0.38%	要検討
	上・下水道の充実（下水道）	汚水処理人口普及率	58.6%	56.7%	良
		水洗化率	84.4%	86.6%	優
3	廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進	市民1人1日あたりのごみ排出量	691g /人-日	851g /人-日	可
		事業系ごみの排出量	898t	1,365t	要検討
		一般廃棄物のリサイクル率	18.4%	12.9%	可
		下水処理施設から発生する汚泥の堆肥化率	100.0%	100.0%	優
4	消防・防災体制の充実と河川改修等の推進（消防防災）	防火水槽設置数	273カ所	261カ所	良
		防災メール登録者数	1,000人	579人	要検討
		自主防災組織の防災訓練延べ実施数	4回/年	7回/年	優
5	防犯活動・交通安全対策等の充実（防犯）	防犯カメラ設置助成基数	30基（累計）	0基（累計）	要検討
	防犯活動・交通安全対策等の充実（消費者）	高齢者等の消費者啓発講座受講者数	400人	405人	優
	防犯活動・交通安全対策等の充実（交通安全）	交通安全教室の参加者	4,000人	2,324人	要検討

I 第4次多久市総合計画の振り返り検証

施策目標5 いきいきネットー交流と定住を支える生活基盤づくり

- ✓ 施策項目3「道路・公共交通の充実（公共交通）」については、一定の成果がみられていますが、今後も、更なる利便性の向上に向けて、利用者の声をはじめ、乗車率や利用頻度の多い経路等の把握に努め、取り組みを充実させていきます。
- ✓ 他方、施策4「情報・通信基盤の整備と情報化の推進」については、いずれの指標においても、目標を達成できていません。今後、行政サービスのオンライン化を推進していくとともに、更なる周知・啓発を行っていく必要があります。

施策項目名		「第4次多久市総合計画後期基本計画」における成果指標		達成状況	
		成果指標（みんなで目指そう値）名	目標（R2）	実績（R1）	判定
1	土地及び施設の有効利用	都市計画区域（用途地域）の電子データ化率	100.0%	－	評価なし
2	都市・住宅基盤の整備（住宅基盤）	多久駅周辺土地区画整理事業の進捗率	100%	99%	良
		バリアフリー型市営住宅数	184戸	112戸	可
		空き家バンクの登録	100件（累計）	159件（累計）	優
3	道路・公共交通の充実（道路）	橋梁長寿命化	9カ所	1カ所	要検討
	道路・公共交通の充実（公共交通）	ふれあいバス・ふれあいタクシーの年間利用者数	30,000回	31,384回	優
4	情報・通信基盤の整備と情報化の推進	ブロードバンド加入世帯割合	73.0%	－	評価なし
		市内公共施設公衆無線 LAN（Wi-Fi）整備箇所数	20件（累計）	17件（累計）	良
		ICTを活用した市民サービスの利用件数	7,000件	2,476件	要検討

序論

基本構想

基本計画
施策目標1

基本計画
施策目標2

基本計画
施策目標3

基本計画
施策目標4

基本計画
施策目標5

基本計画
施策目標6

基本計画
施策目標7

基本計画
施策目標8

第2期
多久市まちとく・
しこく生活戦略

資料編

I 第4次多久市総合計画の振り返り検証

施策目標6 産業間連携で拓く－雇用と活力を生み出す産業づくり

- ✓ 施策項目3「工業の振興」については、一定の成果がみられています。今後は、市内の遊休地等への誘致を実施するとともに、既誘致企業へのフォローアップ等を行うことにより、更に取り組みを充実させていきます。
- ✓ 他方、施策項目1「農林業の振興」については、その多くの指標において、目標達成できていませんが、農林業を取り巻く情勢が厳しい中、ある一定程度の成果は見られると思われ、農業振興においては、営農の在り方や農地利用の意向調査を行いつつ、地域での話し合いを進めていき、農地の荒廃防止に努めていきます。

施策項目名		「第4次多久市総合計画後期基本計画」における成果指標		達成状況	
		成果指標（みんなで目指そう値）名	目標（R2）	実績（R1）	判定
1	農林業の振興	ほ場整備面積	752ha	697ha	良
		集落営農組織の法人数	5団体 (累計)	0団体 (累計)	要検討
		認定農業者数	82人	84人	優
		耕作放棄地解消面積	3.87ha (累計)	3.11ha (累計)	良
		森林整備事業実施面積	100ha	96ha	良
		林道の整備延長	46km (累計)	43km (累計)	良
2	商業の振興	名物料理開発数	5品 (累計)	5品 (累計)	優
		物産展等への出店店舗数	25店	7店	要検討
3	工業の振興	企業誘致実現件数	2件 (累計)	5件 (累計)	優
4	観光の振興	観光入込客数	490,000人/件	536,919人/件	優
		ボランティアガイド登録者数	30人	23人	可
		観光消費額	2,363百万円/年	1,988百万円/年 *	良
		観光宿泊施設における雇用者数	40人	63人	優

(*) R1実績値がないため、H30実績値を用いて評価。

I 第4次多久市総合計画の振り返り検証

施策目標 7 市民が築くーみんなで取り組む参画と協働のまちづくり

- ✓ 施策項目2「ボランティア活動・NPO 活動の充実」については、一定の成果がみられていますが、更なるボランティア活動の普及・促進に向け、市民社会組織の公表を通じて、ボランティア団体の紹介・周知を図っていきます。
- ✓ 他方、施策項目3「人権・同和教育の推進」については、いずれの指標においても、目標を達成できていません。今後は、教育内容や相談体制を不断に見直していくなどして、これまでの取り組みを改善していく必要があります。

施策項目名		「第4次多久市総合計画後期基本計画」における成果指標		達成状況	
		成果指標（みんなで目指そう値）名	目標（R2）	実績（R1）	判定
1	地域活動・コミュニティ活動の充実	区（自治会）活動に参加している市民の割合	80.0%	－	評価なし
2	ボランティア活動・NPO 活動の充実	登録市民社会組織数	85 団体	123 団体*	優
		ボランティア加入人数	280 人	277 人	良
3	人権・同和教育の推進	心のセミナー（人権・同和問題研修会、講演会、人権フェスタ）参加者数	1,600 人	1,000 人	可
		人権相談件数	2 件	0 件	要検討
4	男女共同参画の推進	審議会等女性登用率	40.0%	31.5%	可
		日常生活の中で男女差別があると答えた人の割合	0.0%	－	評価なし

（*）R1 実績値がないため、H30 実績値を用いて評価。

序論

基本構想

基本計画
施策目標 1

基本計画
施策目標 2

基本計画
施策目標 3

基本計画
施策目標 4

基本計画
施策目標 5

基本計画
施策目標 6

基本計画
施策目標 7

基本計画
施策目標 8

第2期
多久市まちど
ろしと
まちづくり
戦略

資料編

I 第4次多岐市総合計画の振り返り検証

施策目標8 市民と築く－開かれた自治体経営と持続可能なまちづくり

- ✓ 施策項目3「持続可能な自治体経営の推進」については、一定の成果がみられていますが、依然として財政状況は厳しい状況にあるため、全庁的な事務事業の見直しを行うなどして、更なる経費の削減を行っていく必要があります。
- ✓ 他方、施策項目2「情報公開と広報広聴の充実」については、目標を達成できていません。今後、掲載情報を充実させるとともに、探したい情報に素早くアクセスできるホームページの構築を目指していきます。

施策項目名		「第4次多岐市総合計画後期基本計画」における成果指標		達成状況	
		成果指標（みんなで目指そう値）名	目標（R2）	実績（R1）	判定
1	協働のまちづくり体制の整備	委員構成に公募委員を設置している審議会数	10 団体	5 団体	要検討
		市議会傍聴者数	120 人	87 人	可
2	情報公開と広報広聴の充実	市ホームページへの訪問者数等（月間）	29,000 件 [※]	26,746 件	良
3	持続可能な自治体経営の推進	経常収支比率	92.8%	101.8%*	良
		財政力指数	0.40	0.381	良
		実質公債費比率	10.5%	11.0%*	良
		市税徴収率	95.40%	93.95%	良

（*）R1 実績値がないため、H30 実績値を用いて評価。

（※）第4次多岐市総合計画後期基本計画策定時は、390,000 件としていたが、システム更新に伴う抽出方法の変更の影響により、計画期間中に見直しを行った。

Ⅱ 第1次多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略の振り返り検証

基本目標 1 多久市の資源を活かし、安定した雇用を創出する

- ✓ 施策2「企業誘致等による雇用創出」及び施策3「新規事業化、起業の促進」については、一定の成果がみられています。
今後も、地域おこし協力隊の事業実施相談をはじめ、新規事業等の支援を継続していきます。
- ✓ 他方、施策1「地域産業の競争力強化」については、その多くの指標において、目標を達成できていません。今後、更なる農業振興の取り組みを加速させていくとともに、たく産販路拡大事業については、取り扱い商品数だけでなく、商品販売金額の増加につながるような取り組みを充実させていく必要があります。

施策名	具体的な施策名	「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」 における指標		達成状況	
		指標名	目標 (R2)	実績 (R1)	判定
(1) 地域産業の競争力強化	① 地域農業担い手の育成及び集落営農組織の支援	新規就農者数	10人 (累計)	7人 (累計)	可
		新規認定農業者数	10人 (累計)	15人 (累計)	優
		法人化件数	5件 (累計)	0人 (累計)	要検討
	② 新商品の開発、農産物のブランド化	農商工連携、六次産業化に取り組む事業者の数	2事業者 (累計)	1事業者 (累計)	要検討
		開発商品数	2 (累計)	1 (累計)	要検討
	③ たく産販路拡大事業の推進【先行型】	取り扱い商品数	30	43	優
		商品販売金額	800万円 (年間)	48万円 (年間)	要検討
(2) 企業誘致等による雇用創出	① 製造業にとどまらない誘致活動の推進	進出企業数	30社 (累計)	30社 (累計)	優
	② 観光宿泊施設の整備	新規雇用者数	40名	59名	優
(3) 新規事業化、起業の促進	① 街なか元気プロジェクト事業【先行型】	空き店舗への出店数	5店 (累計)	1店 (累計)	要検討
	② スモールビジネスの起業家の育成	支援件数	6件 (累計)	8件 (累計)	優
	③ 企業のイノベーション活動への支援	支援件数	6件 (累計)	10件 (累計)	優

Ⅱ 第1次多市まち・ひと・しごと創生総合戦略の振り返り検証

基本目標2 多市市の魅力をPRし、新しい人の流れをつくる

- ✓ 施策2「移住・定住の促進」については、着実な成果がみられています。今後も、定住奨励金制度を不断に見直しいくとともに、空き家バンク制度の広報活動等に取り組んでいきます。
- ✓ 他方、施策1「シティセールスの強化」及び施策3「観光の振興」については、目標を達成できていません。今後、既存の観光資源も活用したコンテンツの開発を進めるとともに、WEB プラットフォーム等を通じた効果的な魅力の発信方法等の取り組みを充実させていく必要があります。

	施策名	具体的な施策名	「多市まち・ひと・しごと創生総合戦略」 における指標		達成状況	
			指標名	目標 (R2)	実績 (R1)	判定
(1)	シティセールスの強化	① たく魅力発信事業【先行型】	市ホームページへの訪問者数等 (月間)	29,000 人 (月間) ※	26,746 人 (月間)	良
		② 多市ブランドの構築				
(2)	移住・定住の促進	① 移住プロモーション事業【先行型】	定住奨励金制度・空き家バンクを利用したの県外からの移住者数	6 人 (年間)	18 人 (年間)	優
		② 定住奨励金制度の利用促進	定住奨励金制度の利用者数	450 件 (累計)	544 件 (累計)	優
		③ 空き家バンク制度の充実	空き家バンク（家屋）成約数	40 件	79 件	優
(3)	観光の振興	① たくたびプロモーション事業【先行型】	交流人口	480,000 人 (年間)	443,068 人 (年間)	良
		② おもてなし体制の整備				
		③ 多市聖廟、西溪公園を中心とした観光・交流拠点の形成				
		④ スタディーツリズムの推進				
		⑤ 農村交流事業の推進				
		① 早稲田大学との手をつなごう（域学連携地域づくり）プロジェクト				

（※）第4次多市市総合計画後期基本計画策定時は、390,000 件としていたが、システム更新に伴う抽出方法の変更の影響により、計画期間中に見直しを行った。

Ⅱ 第1次多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略の振り返り検証

基本目標3 多久市の子育て・教育環境を向上し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ✓ 施策2「子育て支援の充実」及び施策3「学校教育の充実」については、一定の成果がみられています。しかしながら、形式的な結果だけでなく、特に施策2「子育て支援の充実」においては、支援内容の満足度や経済的支援の効果についても把握するよう努め、不断に見直していきます。
- ✓ 他方、施策1「出会いの場の創出」については、目標を達成できていません。これまでの実施実績を踏まえ、さらに効果的な取り組みを検討していく必要があります。

	施策名	具体的な施策名	「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」 における指標		達成状況	
			指標名	目標 (R2)	実績 (R1)	判定
(1)	出会いの場の 創出	① 婚活支援事業【先行型】	婚活イベントの参加者数	400 人 (累計)	165 人 (累計)	要検討
			カップル成立数	30 組 (累計)	21 組 (累計)	可
(2)	子育て支援の 充実	① 子育て支援拠点の形成	児童センターの利用者数	20,000 人 (年間)	37,264 人 (年間)	優
			児童館ホームページアクセス数	1,800 件 (年間)	104,590 件 (年間)	優
		② 子育て支援拠点づくり事業 【先行型】	スマイルフェスタ参加者	480 人 (年間)	764 人 (年間)	優
			医療費助成制度の認知度	80%	—	評価なし
		④ 共働き家庭等への子育て支 援の実施	待機児童数	0 人	0 人	優
			一時保育利用者数	960 人 (年間)	491 人 (年間)	要検討
(3)	学校 教育 の 充実	① 小中一貫教育の推進	研究発表会や講演会の実施	2 回 (年間)	2 回 (年間)	優
		② コミュニティ・スクールの推進	学校運営協議会の開催数	6 回以上 (各校・年 間)	5 回 (各校・年 間)	良

Ⅱ 第1次多市まち・ひと・しごと創生総合戦略の振り返り検証

基本目標4 多市らしい地域づくりを行い、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ✓ 施策1「小さな拠点の形成」については、一定の成果がみられています。今後も、地域の活動拠点の整備を継続していきます。
- ✓ 他方、施策2「人にやさしい健康・医療・福祉のまちづくり」及び施策3「安心・安全なまちづくり」については、その多くの指標において、目標を達成できていません。医療体制の充実に関しては、住民ニーズを踏まえながら、今後も取り組みを加速していきます。

	施策名	具体的な施策名	「多市まち・ひと・しごと創生総合戦略」 における指標		達成状況	
			指標名	目標 (R2)	実績 (R1)	判定
(1)	小さな拠点の形成	① 地域の活動拠点の形成	地域の活動拠点数	6 箇所	6 箇所	優
		② 地域活性化組織の強化	地域活性化組織数	6 組織	4 組織	可
(2)	人にやさしい健康・医療・福祉ののまちづくり	① 健康づくりの推進	がん検診の受診者数	12,000 人 (年間)	7,499 人 (年間)	可
			特定健診の受診割合	60%	59.6%	良
			メタボリック診断者割合	17%	20.0%	良
		② 介護予防及び生活支援サービスの推進	要支援認定数の割合	35.0%	36.1%	優
		③ 保健、医療、福祉連携による地域ケア体制の推進	住民主体の活動の増加	1,100 件	880 件	良
		④ 医療体制の充実	新規診療科	1 件	1 件	優
(3)	安心・安全なまちづくり	① 廃棄物処理施設及びリサイクル施設の整備	一般廃棄物リサイクル率	18.2%	12.9%	可
		② 防災対策の充実	防災訓練に参加した自主防災組織数	50 組織	40 組織	良
		③ ICT の活用	ICT を活用した市民サービスの利用件数	7,000 件	2,476 件	要検討
		④ 地域公共交通期間の充実	地域公共交通の利用者数	30,000 人	31,384 人	優
		⑤ 汚水処理施設の整備	汚水処理人口普及率	56.2%	56.7%	優

1. 多岐市の人口ビジョンの現状分析

(1) 総人口の推移

(i) 多岐市の総人口

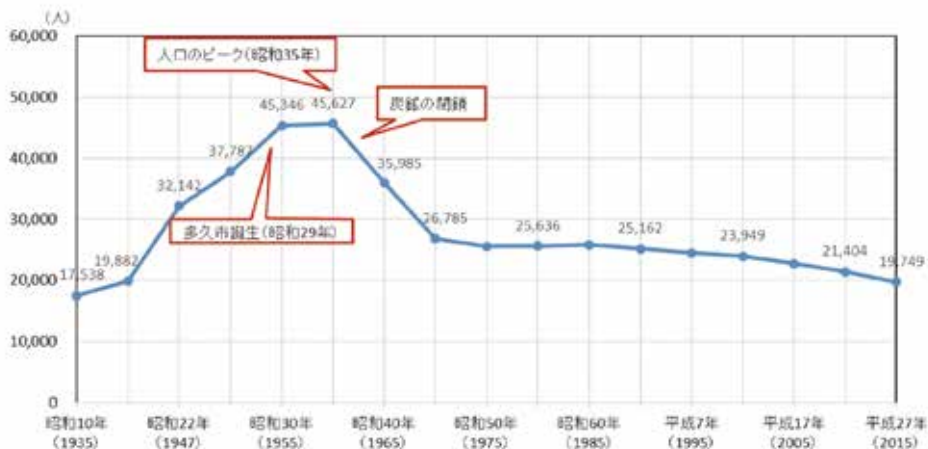
昭和 35（1960）年以降、炭鉱閉山により人口が急激に減少、その後もゆるやかに年々減少

本市の人口は、平成 27（2015）年に行われた国勢調査では 19,749 人となっています（対平成 22 年比：▲1,655 人）。

本市の明治時代までの主産業は農業でしたが、日本の急速な近代化に伴い需要が増大した石炭の採掘が本市でも盛んとなり、中小炭鉱が市内の各地に開坑しました。石炭の採掘が主産業となったことで、本市の人口も急増し、本市が誕生した昭和 29（1954）年頃には人口のピークを迎えますが、エネルギー革命による石炭需要の急減により、各地の炭鉱は次々と閉鎖され、人口も昭和 35（1960）年の 45,627 人を境に急激に減少しました。

全ての炭鉱が閉鎖された昭和 47（1972）年以降は、居住環境の整備等により若干の人口増加がみられたものの、昭和 60（1985）年以降再び減少に転じ、年々減少し続けています。

■多岐市の総人口の推移



資料：国勢調査

Ⅲ 人口ビジョン

(2) 年齢3区分別人口の推移

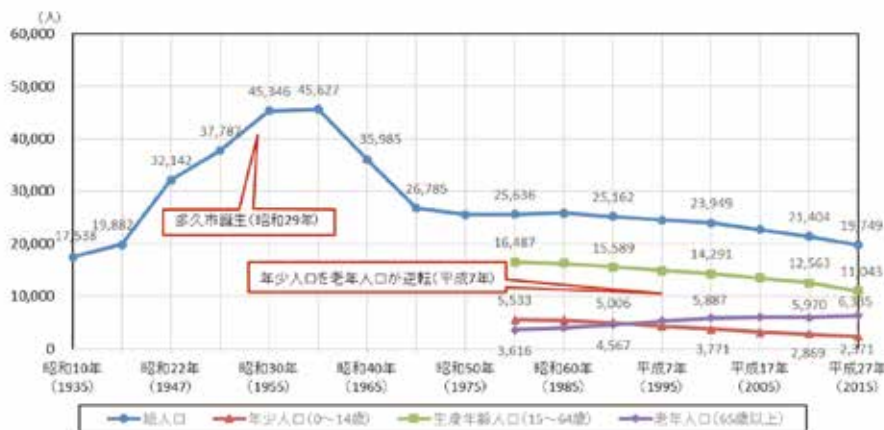
(i) 多久市の年齢3区分別人口の推移

老年人口は年々増加、その一方で、生産年齢人口、年少人口は減少

本市の年齢3区分別人口を見てみると、生産年齢人口（15～64歳）は、昭和55（1980）年の16,487人から平成27（2015）年の11,043人まで減少を続けています（対平成22年比：▲1,520人）。

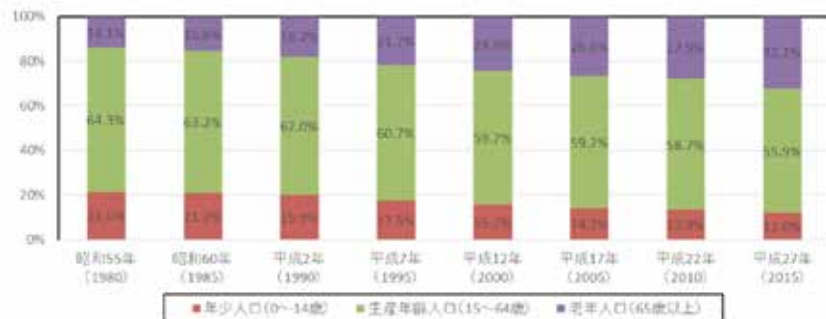
老年人口（65歳以上）は、昭和55（1980）年の3,616人から平成27（2015）年の6,335人まで増加を続けており（対平成22年比：+365人）、平成7（1995）年には年少人口（0～14歳）と逆転しています。

■ 多久市の年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

■ 多久市の年齢3区分別人口の比率の推移



資料：国勢調査

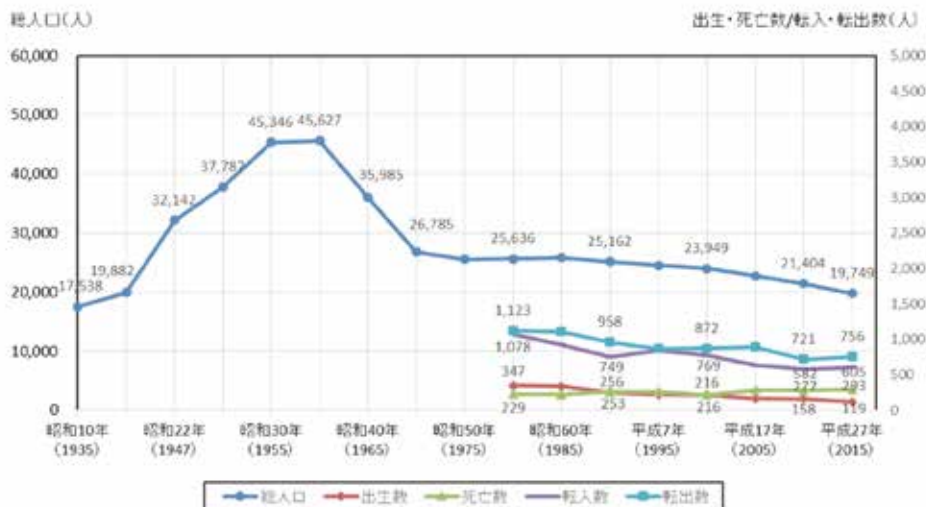
(3) 出生数、死亡数、転入数及び転出数の推移

「自然減」と「社会減」の2つの要因により総人口が減少

本市の自然増減（出生数－死亡数）を見ると、昭和 55（1980）年から平成 27（2015）年にかけて、死亡数は 229 人から 293 人（対平成 22 年比：+16 人）へと増加傾向にあり、一方、出生数は 347 人から 119 人（対平成 22 年比：▲39 人）と約 3 分の 1 に減少しています。そのため、昭和 60（1985）年までは、出生数の方が死亡数より多い「自然増」でしたが、平成 2（1990）年には死亡数が出生数を上回る「自然減」の時代に入っています。

社会増減（転入数－転出数）については、昭和 55（1980）年から平成 27（2015）年にかけて、転出数が転入数を上回る「社会減」となっています。

■ 多久市の出生・死亡数/転入・転出数の推移



資料：総人口は国勢調査、人口動態は市統計資料より

Ⅲ 人口ビジョン

（４）総人口の推移に与えてきた自然増減及び社会増減の影響

「自然減」と「社会減」が拡大する傾向

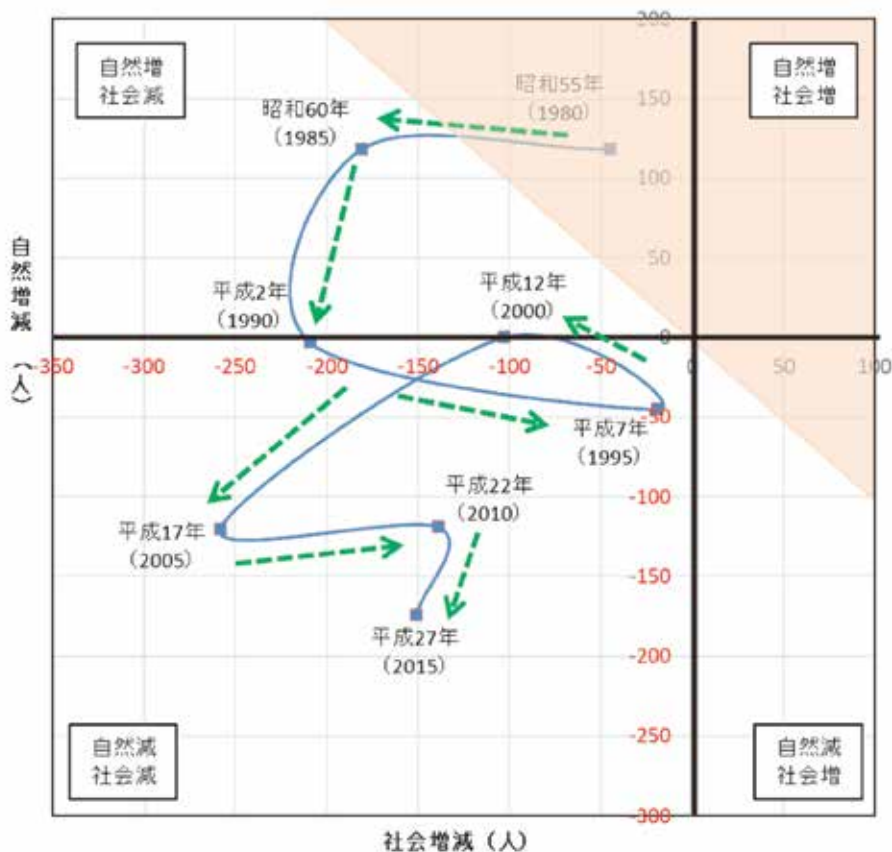
本市の総人口の推移に与えてきた自然増減及び社会増減の影響を見ると、社会増減については前述の通り一貫して「社会減」が続いています。

自然増減については、平成 2（1990）年までは「自然増」となっていました、それ以降は「自然減」に転じたため、「自然減」かつ「社会減」という状況となっています。

平成 7（1995）年には、一度「社会減」が緩和され、平成 12（2000）年には自然増減が 0 になったものの、その後は「自然減」「社会減」両方の傾向が強くなっています。

また、平成 22（2010）年には、「自然減」「社会減」が共に緩和されたものの、平成 27（2015）年には、再び「自然減」「社会減」の傾向が強まっています。

■ 総人口の推移に与えてきた自然増減及び社会増減の影響



資料：人口動態は、市統計資料より

(5) 合計特殊出生率の推移と比較

合計特殊出生率は全国平均よりも高いが、佐賀県平均より低い

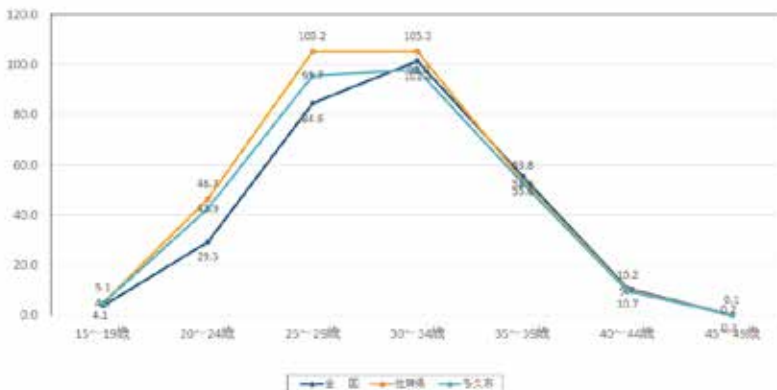
本市の合計特殊出生率（1人の女性が一生に産む子どもの人数）は、「平成25（2013）年～平成29（2017）年」で1.52と、「平成20（2008）年～平成24（2012）年」の1.50から微増となっており、この数値は、全国平均は上回っているものの、佐賀県平均を下回っているものです。

母の年齢別出生率（女性人口千対）を見ると、20～24歳の世代で42.9、25～29歳の世代で95.7と全国の平均を上回っているものの、佐賀県平均を下回っています。一方、30～34歳の世代では98.0と、佐賀県及び全国の平均を下回っており、全国と比して、出産の年齢が早いことが伺えます。

■ 合計特殊出生率の推移と比較（ベイズ推定値）



■ 母の年齢階級別出生率（女性人口千対、ベイズ推定値）



資料：人口動態保健所・市町村別統計

Ⅲ 人口ビジョン

(6) 性別・年齢階級別の人口移動の状況

(i) 性別・年齢階級別の人口移動の最近の状況

若年層及び子育て世代の転出超過が大きい

平成 27 (2015 年) 年国勢調査より本市の性別・年齢階級別の人口移動 (平成 22～27 年) の状況を見ると、若年層の転出超過が顕著となっています。

年齢階級別に見ると、「20～24 歳」の転出超過が 238 人 (対平成 22 年比：▲78 人) と、全年齢階級のうちで最も大きくなっています。この男女内訳を見ると、男性が 149 人 (対平成 22 年比：▲21 人) の転出超過、女性が 89 人 (対平成 22 年比：▲57 人) の転出超過となっており、男性の転出の影響の方が大きいといえます。これは就職による影響が大きいものと考えられます。

次いで、「15～19 歳」の転出超過が大きく、男女合計で 132 人 (対平成 22 年比：▲3 人) となっています。これは、高校や大学への進学、及び就職によるものと考えられます。

「25～39 歳」の子育て世代においても、どの年齢層でも転出超過が大きくなっています。それぞれの男女内訳を見ると、「25～29 歳」では男性の 48 人 (対平成 22 年比：+25 人) の転出超過に対して、女性が 72 人 (対平成 22 年比：+11 人)、「30～34 歳」では男性の 38 人 (対平成 22 年比：+16 人) に対して、女性が 54 人 (対平成 22 年比：+47 人)、「35～39 歳」では男性が 10 人 (対平成 22 年比：+22 人) に対し、女性が 27 人 (対平成 22 年比：+13 人) となっており、いずれも女性の転出超過数が男性を上回っています。

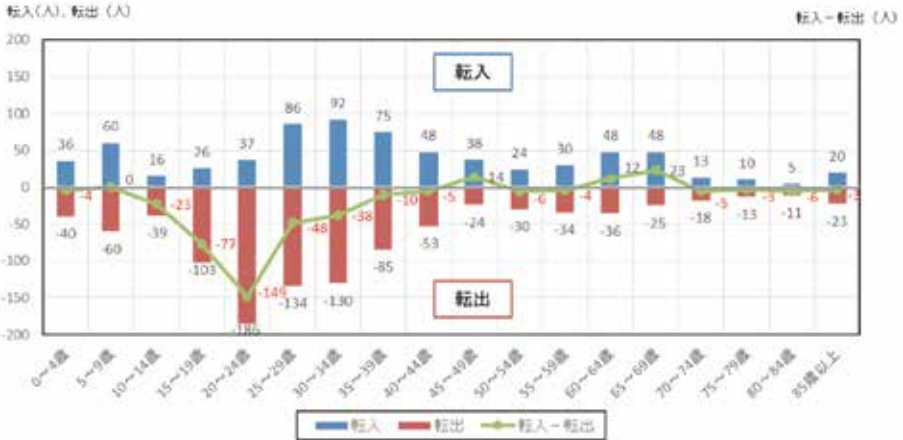
一方、「60～64 歳」、「65～69 歳」では転入超過となっており、第 2 の人生の場として本市へ戻ってくる、または転入してくる人が多くなっていると考えられます。

■多岐市人口移動 (総数)



資料：平成 27 年国勢調査「現住地又は 5 年前の常住地 (10 区分) による年齢 (5 歳階級)、男女別人口 (転入・転出・特掲)」

■多岐市人口移動（男性）



■多岐市人口移動（女性）



資料：平成27年国勢調査「現住地又は5年前の常住地(10区分)による年齢(5歳階級)，男女別人口（転入・転出-特掲）」

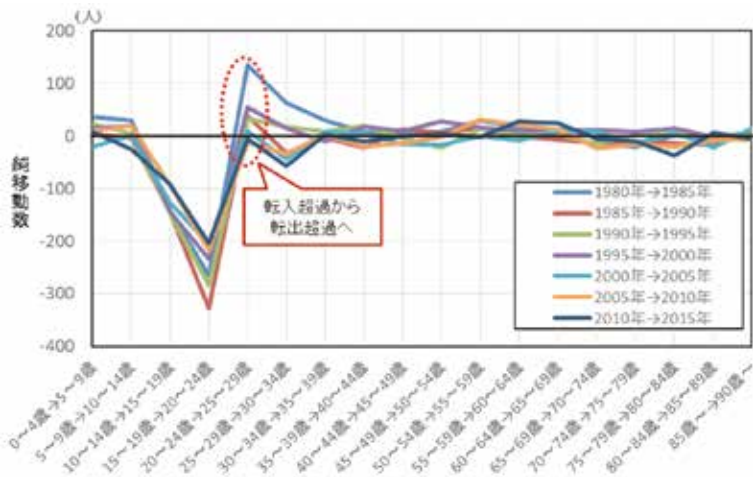
Ⅲ 人口ビジョン

(ii) 性別・年齢階級別の人口移動の長期的動向

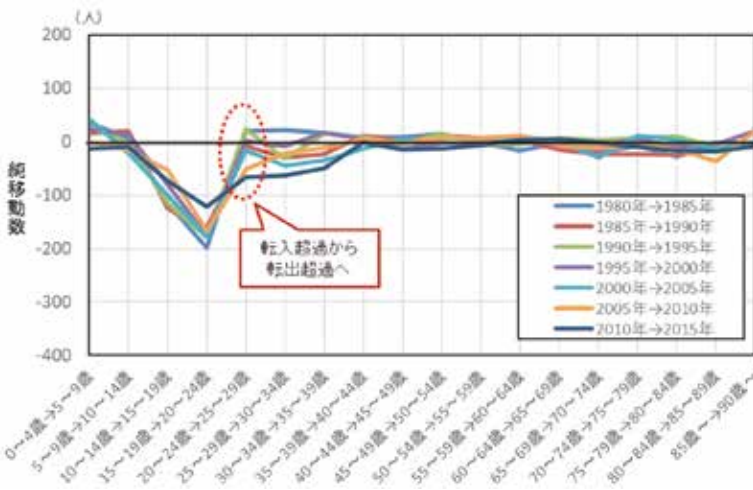
子育て世代の転出超過が増加傾向

国勢調査の結果を用いて「昭和 55（1980）年から昭和 60（1985）年」以降の純移動数を推計し、性別・年齢別の長期的動向を見てみると、男女ともに、「20～24 歳→25～29 歳」において、転入超過から転出超過に転換しており、「平成 22（2010）年から平成 27（2015）年」においては、特に女性についてその傾向が強まっています。

■ 多岐市の年齢階級別人口移動の推移（男性）



■ 多岐市の年齢階級別人口移動の推移（女性）



資料：「都道府県及び市町村別 性別 年齢階級別人口、純移動数、純移動率（昭和 55（1980）～平成 27（2015）年」（「国勢調査」における 2 時点の人口データ等から、性別・年齢階級別の移動状況（純移動数）を推計したもの）

(7) 地域間の人口移動の状況

(i) 男女別・年齢階級別の人口移動の直近5か年の状況

県外（福岡県・東京都・大阪府など）や佐賀市への転出超過が大きい

平成26（2014）年から令和元（2019）年にかけての純移動数（転出数－転入数）の状況を、「県内（小城市、唐津市、武雄市）」「県内（佐賀市）」「県内（小城市、唐津市、武雄市、佐賀市以外）」「県外」の4つの地域区分ごとに整理すると下表のようになります。

4つの地域区分すべてにおいて、転出数が転入数を上回っており転出超過となっています。特に、県外（福岡県・東京都・大阪府など）や佐賀市への転出超過が大きくなっています。一方、個別の自治体で見ると、唐津市、鹿島市、神崎市、長崎県などに対しては転入超過となっています。

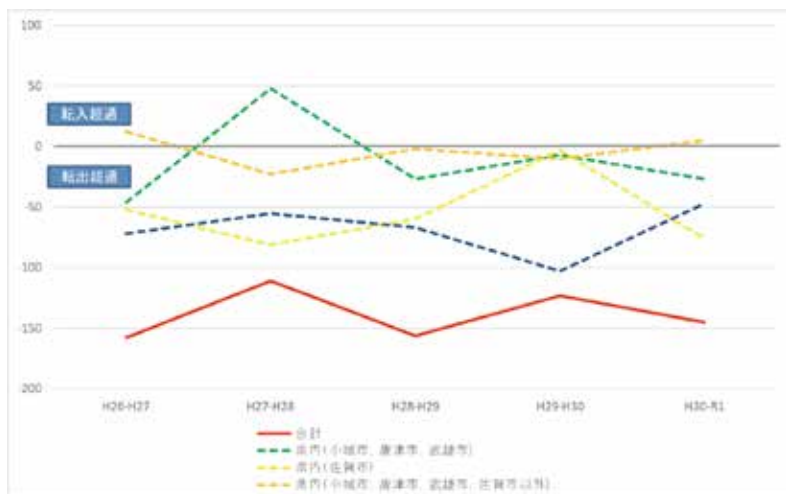
■多久市の地域別純移動数の推移（平成26（2014）年～令和元（2019）年）

	H26-H27	H27-H28	H28-H29	H29-H30	H30-R1	5年計
県内（小城市、唐津市、武雄市）	▲46	48	▲27	▲7	▲27	▲59
小城市	▲23	▲27	▲63	▲28	▲25	▲166
唐津市	8	44	29	25	10	116
武雄市	▲31	31	7	▲4	▲12	▲9
県内（佐賀市）	▲52	▲81	▲60	▲3	▲76	▲272
県内（小城市、唐津市、武雄市、佐賀市以外）	12	▲23	▲2	▲10	5	▲18
鳥栖市	▲1	▲12	▲8	▲3	▲15	▲39
伊万里市	▲1	▲2	▲1	▲2	6	0
鹿島市	5	1	1	4	2	13
嬉野市	1	▲8	▲2	1	▲5	▲13
神崎市	▲1	▲3	4	5	5	10
その他	9	1	4	▲15	12	11
県外	▲72	▲55	▲67	▲103	▲47	▲344
東京都	▲9	▲8	▲17	▲15	▲11	▲60
大阪府	▲13	▲3	1	▲12	▲5	▲32
福岡県	▲22	▲7	▲39	▲43	▲34	▲145
長崎県	19	▲3	8	5	6	35
熊本県	▲8	2	▲9	1	▲5	▲19
大分県	▲4	▲3	1	▲4	▲3	▲13
宮崎県	1	▲1	1	1	1	3
鹿児島県	0	▲2	▲1	▲3	▲3	▲9
沖縄県	5	▲10	▲2	2	0	▲5
その他	▲41	▲20	▲10	▲35	7	▲99
合計	▲158	▲111	▲156	▲123	▲145	▲693

資料：「市町村別 転入元市町村別・性別・5歳階級別転入数」（総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」を特別集計したもの）

Ⅲ 人口ビジョン

■ 多久市の地域別純移動数の推移（平成 26（2014）年～令和元（2019）年）



■ 多久市の地域別純移動数（平成 26（2014）年～令和元（2019）年）



資料：「市町村別 転入元市町村別・性別・5歳階級別転入数」（総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」を特別集計したもの）

男女ともに「15～19 歳」「20～24 歳」において、「県外」への転出超過が多い

純移動数をみると、4つの地域区分のうち、男女ともに「15～19 歳」「20～24 歳」において、「県外」への転出超過が最も大きくなっています。一方、「25～29 歳」においては、「県外」への転出超過は抑制され、男性では「佐賀市」、女性では「県内（小城市、唐津市、武雄市）」への転出超過が最も大きくなっています。また、特に男性において「60～64 歳」「65～69 歳」で「県外」からの転入超過が大きくなっています。

■多岐市の5 歳階級別純移動数の状況（男性）

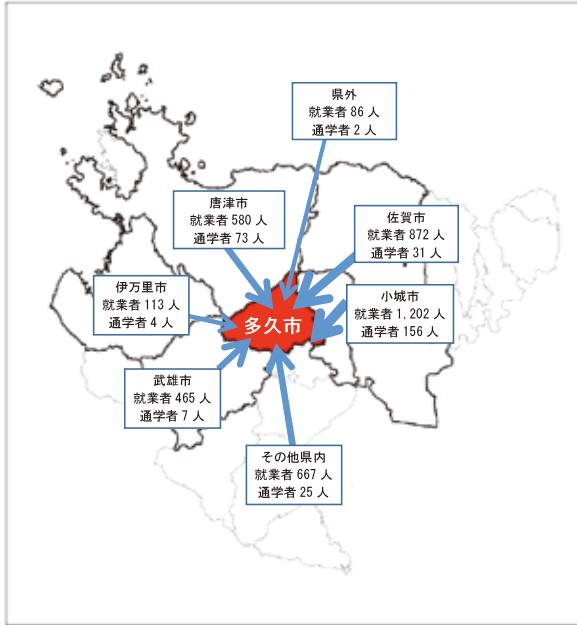


■多岐市の5 歳階級別純移動数の状況（女性）



「市町村別 転入元市町村別・性別・5 歳階級別転入数」総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」を特別集計したもの）

■多久市への流入者の流入元の住所地



資料：平成 27 年国勢調査

■多久市からの流出者の流出先の住所地



資料：平成 27 年国勢調査

Ⅲ 人口ビジョン

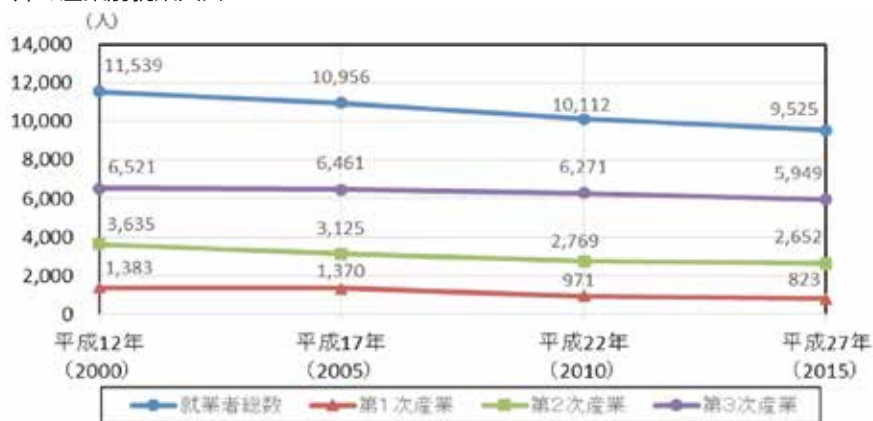
(8) 雇用や就労に関する人口動向

「製造業」「医療・福祉」において 15～39 歳の若い就業人口が多い

(i) 産業別就業人口

本市の産業別就業人口を見ると、平成 12（2000）年から平成 27（2015）年にかけて、第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業のいずれも減少しています。市全体の就業人口も、平成 12（2000）年の 11,539 人から平成 27（2015）年の 9,525 人（対平成 22 年比：▲587 人）へと 17.5%減少しています。

■多岐市の産業別就業人口



資料：国勢調査

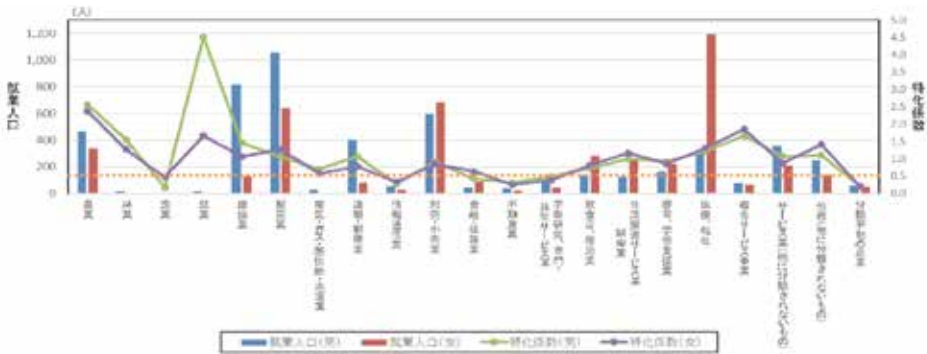
(ii) 男女別・産業別就業人口と特化係数

本市の男女別・産業別就業人口を見ると、男性では、農業、建設業、製造業、卸売・小売業の就業者数が多い傾向にあります。女性では、製造業、卸売・小売業、医療・福祉の就業者数が多い傾向にあります。

全国のある産業の就業者数比率に対する特化係数（本市のA産業の就業者比率／全国のA産業の就業者比率）を見ると、男女ともに、農業、鉱業、複合サービス事業が高い係数となっています。

なお、これらの傾向は、現行人口ビジョン策定時（平成 22 年国勢調査準拠）から変化がありません。

■ 多岐市の男女別・産業別就業人口



資料：平成 27 年国勢調査

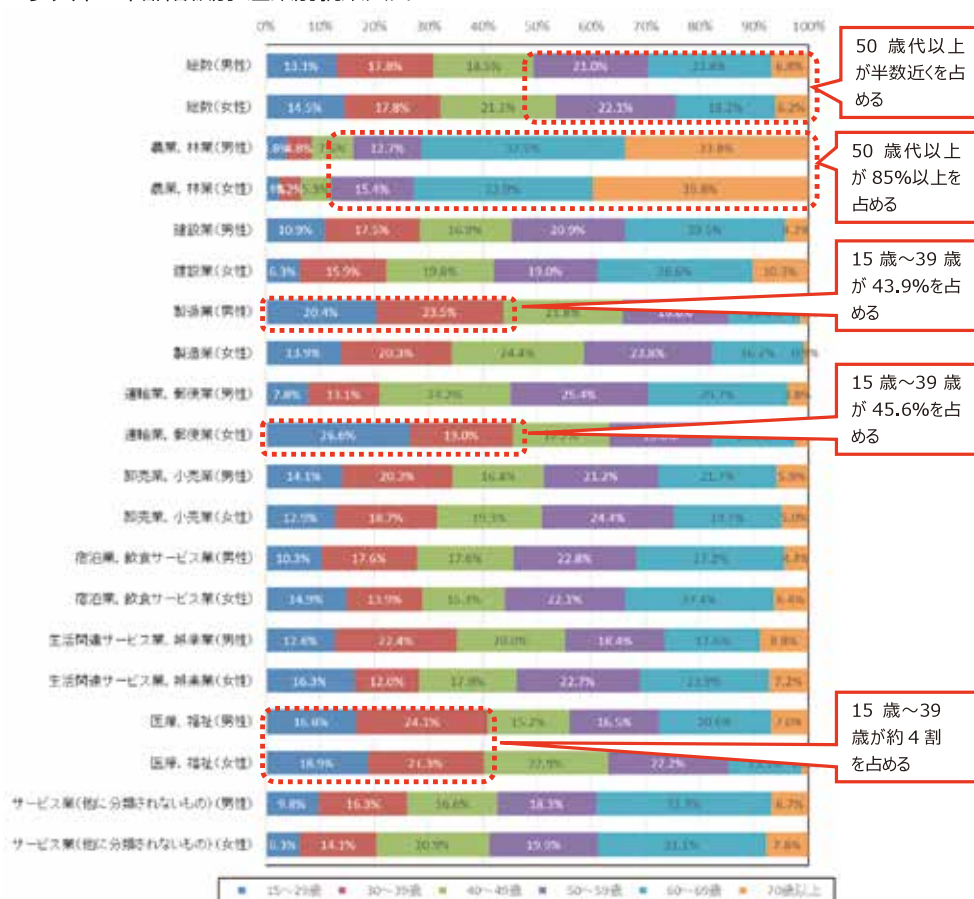
Ⅲ 人口ビジョン

(iii) 男女別・年齢階級別・産業別就業人口

主な産業別に、男女別就業者の年齢階級を見ると、男女ともに「医療・福祉」において 15～39 歳の比率が比較的高くなっています。また、男性では「製造業」、女性では「運輸業、郵便業」で 15～39 歳の比率が比較的高くなっています。

一方、「全産業総数」において 50 歳代以上が半数近くを占めており、特に「農業・林業」では 50 歳代以上が 85%以上を占めていることから、将来の担い手不足が懸念されます。

■ 多久市の年齢階級別・産業別就業人口

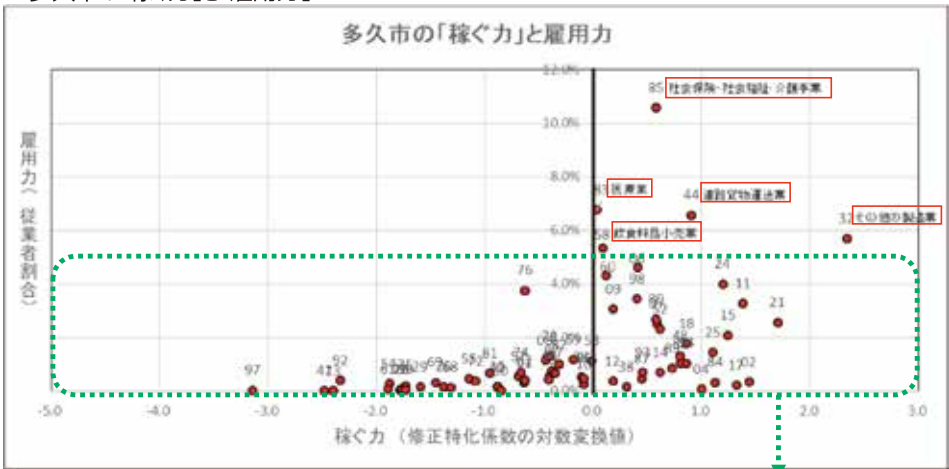


資料：平成 27 年国勢調査

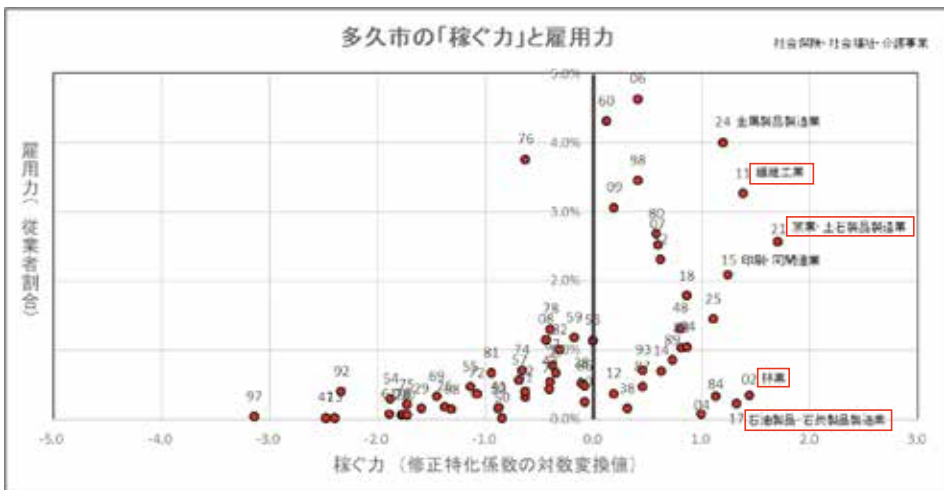
(iv) 多久市の「稼ぐ力」と「雇用力」

本市の「稼ぐ力」と「雇用力」を見ると、「32 その他の製造業」が「稼ぐ力」と「雇用力」がともに高い産業となっています。「稼ぐ力」に関しては、「32 その他の製造業」に加え、「21 窯業・土石製品製造業」、「11 繊維工業」、「17 石油製品・石炭製品製造業」などの製造業や「02 林業」が「稼ぐ力」の高い産業となっています。「雇用力」に関しては、「85 社会保険・社会福祉・介護事業」や「83 医療業」、「44 道路貨物運送業」、「58 飲食料品小売業」などが「雇用力」が高い産業となっています。

■ 多久市の「稼ぐ力」と「雇用力」



緑点線枠部分を拡大

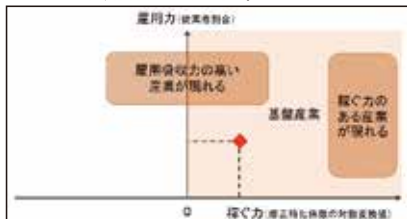


資料：総務省「地域の産業・雇用創造チャート」

Ⅲ 人口ビジョン

※「稼ぐ力」と「雇用力」とは？（資料：総務省「地域の産業・雇用創造チャート」）

地域の人口は「基盤産業」の規模に応じたものとなります。修正特化係数（地域の産業の世界における強みを表したものが1（対数変換値では0）を超える産業が基盤産業であり、修正特化係数とは地域の「稼ぐ力」と言えます。



基盤産業	域外を主たる販売市場とした産業。一般的に農林漁業、鉱業、製造業、宿泊業、運輸業（特に水運）が該当。大都市では一部のサービス業もあてはまる。
非基盤産業	域内を主たる販売市場としている産業で、建設業、小売業、対個人サービス、公共的サービス、公務、金融保険業（支店、営業所）、不動産業などが該当。

特化係数	特化係数＝本市のA産業の就業者比率／全国のA産業の就業者比率
修正特化係数	修正特化係数＝特化係数×国内の産業Aの自足率

日本標準産業分類（中分類）との対照表

1 農業	50 各種食品製造業
2 林業	51 繊維・衣類等製造業
3 漁業（水産物採集を除く）	52 皮革製品製造業
4 鉱業・石炭業	53 金属・金属製品製造業
5 石油・天然ガス、熱供給事業	54 機械器具製造業
6 電気・ガス業	55 その他の製造業
7 輸送・郵便・情報（事業を除く）	56 各種サービス業
8 宿泊業	57 娯楽・文化・娯楽サービス業
9 食料品製造業	58 飲食サービス業
10 飲料・たばこ・製煙製造業	59 機械器具小売業
11 繊維工業	60 その他の小売業
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	61 福祉サービス業
13 家具・装飾品製造業	62 銀行業
14 パルプ・紙・紙製品製造業	63 信託・信託業
15 印刷・印刷業	64 保安業、セキュリティサービス業等（警備・防犯）
16 電気・ガス業	65 金融サービス業、商品・物販業
17 石油・天然ガス、熱供給事業	66 運輸・交通業
18 輸送・郵便・情報（事業を除く）	67 運輸業（運輸業代理店、運輸サービス業を含む）
19 宿泊業	68 不動産サービス業
20 食料品製造業	69 不動産賃貸・管理業
21 飲料・たばこ・製煙製造業	70 物品賃貸業
22 繊維工業	71 学術・研究開発機関
23 木材・木製品製造業（家具を除く）	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
24 家具・装飾品製造業	73 公共業
25 パルプ・紙・紙製品製造業	74 保安サービス業（他に分類されないもの）
26 印刷・印刷業	75 娯楽業
27 電気・ガス業	76 飲食業
28 石油・天然ガス、熱供給事業	77 娯楽・文化・娯楽サービス業
29 輸送・郵便・情報（事業を除く）	78 医療・健康・福祉・福祉業
30 宿泊業	79 その他の生活関連サービス業
31 食料品製造業	80 娯楽業
32 飲料・たばこ・製煙製造業	81 学校教育
33 繊維工業	82 その他の教育、学術・研究業
34 木材・木製品製造業（家具を除く）	83 娯楽業
35 家具・装飾品製造業	84 娯楽業
36 パルプ・紙・紙製品製造業	85 娯楽・文化・娯楽サービス業
37 印刷・印刷業	86 娯楽業
38 電気・ガス業	87 娯楽・文化・娯楽サービス業
39 石油・天然ガス、熱供給事業	88 娯楽業
40 輸送・郵便・情報（事業を除く）	89 娯楽業
41 宿泊業	90 娯楽業
42 食料品製造業	91 娯楽業
43 飲料・たばこ・製煙製造業	92 娯楽業
44 繊維工業	93 娯楽業
45 木材・木製品製造業（家具を除く）	94 娯楽業
46 家具・装飾品製造業	95 娯楽業
47 パルプ・紙・紙製品製造業	96 娯楽業
48 印刷・印刷業	97 娯楽業
49 電気・ガス業	98 娯楽業
50 石油・天然ガス、熱供給事業	99 娯楽業

2. 将来人口の推計と分析

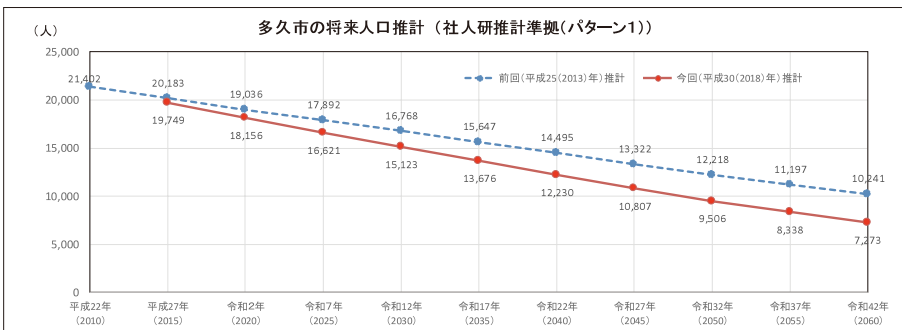
(1) 国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計

令和42(2060)年の総人口は7,273人にまで減少すると推計

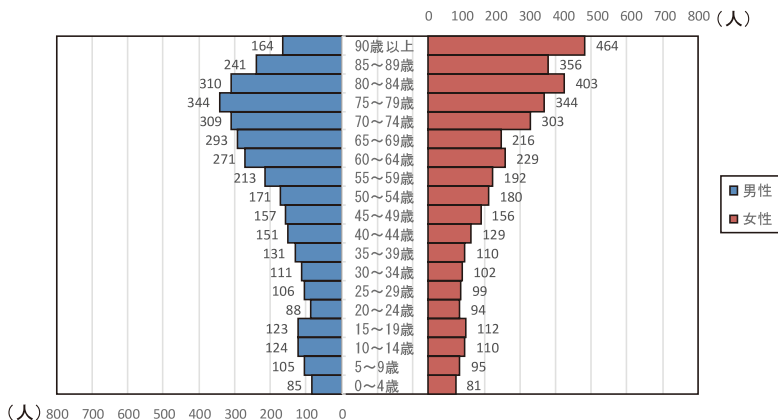
平成30(2018)年の国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)推計に準拠した推計によると、本市の令和42(2060)年の総人口は7,273人になると予測されます。これは、前回の人口ビジョン策定時の推計(平成25(2013)年の社人研推計)を2,968人下回っています。

これは、社人研推計の推計条件が変わったことによる要因が大きいものです。具体的には、移動に関する条件が、平成25(2013)年推計では、移動率が縮小すると仮定していたことに対し、平成30(2013)年推計では、現在の移動率が将来も一定で推移すると仮定しており、本市のように、現在、転出超過となっている地方公共団体に対し、より厳しい推計条件となっています。(詳細は「(参考)人口推計の条件」(P169~170)を参照)。

■多岐市の将来人口推計(社人研推計準拠(パターン1))



■人口ピラミッド 令和42(2060)年



Ⅲ 人口ビジョン

(2) 出生や移動の仮定を設けた推計

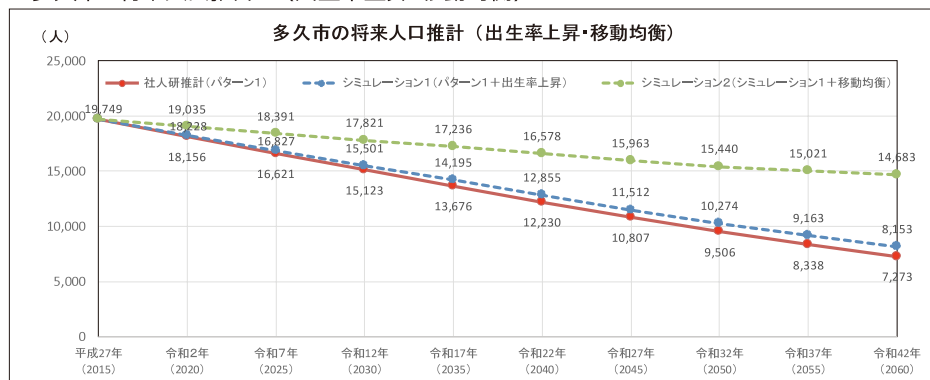
出生率が上昇し、かつ移動が均衡となれば、令和42（2060）年の総人口は14,683人になると推計

仮に、合計特殊出生率が令和12（2030）年までに人口置換水準（2.1）まで上昇すると仮定して推計すると（シミュレーション1）、令和42（2060）年の総人口は8,153人になると推計されます。これは、社人研推計（パターン1）の7,273人よりも880人多くなっています。

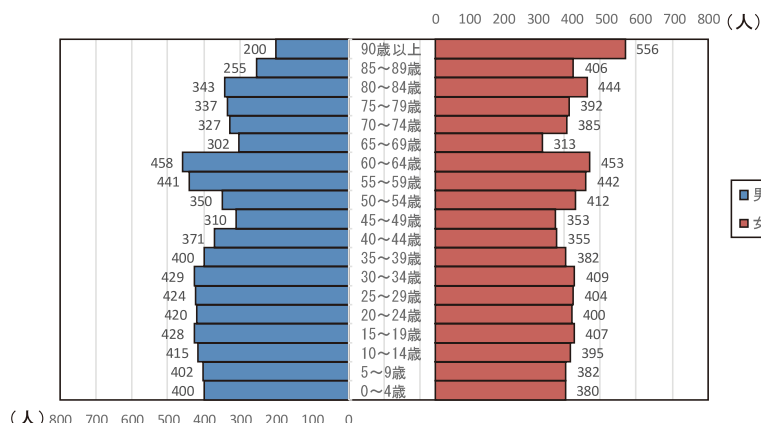
さらに、この仮定に加え、令和2（2020）年までに、移動が均衡に収束し、その後も均衡して推移すると仮定して推計すると（シミュレーション2）、令和42（2060）年の総人口は14,683人になると推計されます。これは、社人研推計（パターン1）の7,273人よりも7,410人多くなっています。

これらのことから、移動均衡を目指すことが、人口減少抑制に大きく効果をもたらすと考えられます。

■ 多岐市の将来人口推計（出生率上昇・移動均衡）



■ 人口ピラミッド 令和42（2060）年（シミュレーション2の場合）



※人口置換水準：人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと

3. 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

(1) 社会保障体制への影響

高齢者が多くなる逆ピラミッド型になり、地域を支える人の減少が予想される

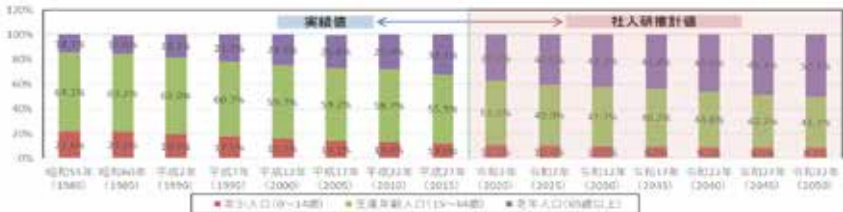
今後、人口構造が変化し、高齢者が多くなる逆ピラミッド型になることが予測されます。

平成 27 (2015) 年時点の人口ピラミッドを見ると、50 歳未満の女性の数は年齢が下がるにつれ少なくなっています。そのため、今後、出産適齢期を迎える女性の数は漸減していくことが明らかであり、それに伴い、年少人口や生産年齢人口も減少することが予想されます。

年齢 3 区分別の人口比率をみると、令和 32 (2050) 年には老年人口比率が 50.2%へと上昇し、生産年齢人口比率が 41.2%に低下することから、老年人口 1 人を生産年齢人口 1.22 人 (4,768 人/3,913 人) で支えることになります。

また、令和 32 (2050) 年時点の人口ピラミッドを見ると、高齢者が多くなる逆ピラミッド型になると予測されています。特に、女性の 90 歳以上世代が 600 人弱となる上に、団塊ジュニア世代が後期高齢者になるなど、介護や医療等における対策が課題となると考えられます。

■多久市の年齢 3 区分別人口の比率の推移



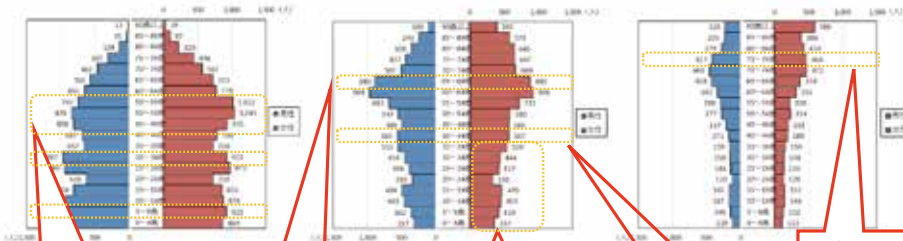
資料：平成 27 (2015) 年までは国勢調査、令和 2 (2020) 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成 30 年 3 月推計)」

■人口ピラミッド

昭和 55 (1980) 年

平成 27 (2015) 年

令和 32 (2050) 年



石炭産業が繁栄して人口が増加した昭和 15 (1940) 年～昭和 35 (1960) 年頃に働き盛りだった世代

団塊世代 (昭和 22 (1947) 年～昭和 24 (1949) 年生まれ)

今後、出産適齢期を迎える女性の数は漸減していく。

団塊ジュニア世代 (昭和 46 (1971) 年～昭和 49 (1974) 年生まれ)

団塊ジュニア世代

資料：平成 27 (2015) 年までは国勢調査、令和 2 (2020) 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成 30 年 3 月推計)」

Ⅲ 人口ビジョン

(2) 産業への影響

労働力人口の減少、高齢化に伴う多久市の経済活力の衰退

本市の労働力人口は、人口減少に伴い、年々減少しています。平成 12（2000）年までは男女ともにほぼ横ばいで推移していたものの、その後は大きく減少に転じており、労働力人口の減少が人口減少よりも顕著となると予測されています。特に若年層の労働力人口の減少が顕著であり、その結果として、労働力人口の平均年齢が年々高くなっています。

労働力人口比率についても、高齢化に伴い年々低下する見込みであり、令和 47（2065）年には約 44%となると予想されています。

労働力人口の減少や高齢化は、本市の経済を支える人材が不足する事態を招き、経済活力の低下、ひいては市内における雇用の減少につながり、若年層の市外への流出につながるおそれがあります。

また、労働力人口を今後も維持するためには、60 歳以上の高齢者における労働力人口比率を高めることも一方策です。スモールビジネス等によって地域内で雇用を生み出すことは、60 歳以上の人が継続して働く受け皿にもつながる可能性があります。

■多久市の労働力人口

	平成27(2015)年			令和22(2040)年			令和47(2065)年		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総人口(人)	19,749	9,146	10,603	12,230	5,763	6,468	6,284	3,034	3,250
人口指数	1.00	1.00	1.00	0.62	0.63	0.61	0.32	0.33	0.31
労働力人口(人)	9,999	5,403	4,596	5,304	2,996	2,308	2,517	1,458	1,059
人口指数	1.00	1.00	1.00	0.53	0.55	0.50	0.25	0.27	0.23
労働力人口比率	57.5%	67.5%	49.0%	47.7%	57.9%	38.9%	43.6%	52.7%	35.2%

資料：国勢調査・社人研

- ・労働力人口（人）＝就業人口＋失業人口
- ・労働力人口比率（％）＝労働力人口／15 歳以上人口総数
- ・労働人口将来推計（人）＝平成 27（2015）年労働力人口比率×令和 22（2040）年又は令和 47（2065）年の 15 歳以上人口（社人研推計値）

4. 人口の将来展望

(1) 将来展望の基礎となる市民意識¹

① 多岐市への愛着・居住意向について

市民の本市への愛着については、約 65%の人が、「自分のまち」としての愛着を感じていると思っています。一方で、約 15%の人が、愛着を感じていないと思っています。

また、今後の居住意向については、約 60%の人がこれからも本市に住みたいと思っています。その一方で、約 20%の人が本市に住みたくないと思っており、その理由としては、「買物の便が悪い」と感じている人が最も多く、次いで、「道路・交通の便が悪い」、「働く場が不十分」、「産業の活力が不十分」と感じている人が多くなっています。

② 産業振興・雇用創出に関する認識について

約 40%の人が、「商業の振興」に関する市の施策について不満を感じています。加えて、約 30%の人が「工業の振興」「観光の振興」に関する施策について、不満を感じています。

また、市の資源を活かし、安定した雇用を創出するために重要なこととして、「商店街の空き店舗の活用」と考える人が最も多く、次いで「工業団地等を活用した企業誘致活動の推進」「地域農業の担い手の育成、集落営農組織の支援」「6 次産業化による新商品の開発、農産物のブランド化」が重要と考える人が多くなっています。

③ まちづくりに関する意識について

約 30%の人が、「道路・公共交通の充実」、「都市・住宅基盤の整備」に関する市の施策について不満を感じています。

また、用地の整備について、「道路や公園などの生活基盤整備」を優先すべきと考える人が最も多く、次いで「保健・福祉施設の整備」、「教育・文化・スポーツ施設の整備」を優先すべきと考える人が多く、他、本市らしい地域づくりに重要なこととして「医療体制の充実」、「保健、医療、福祉連携による地域包括ケア体制の推進」「介護予防・生活支援サービスの推進」と考える人が多くなっています。

(2) 目指すべき将来の方向

人口減少に歯止めをかけるためには、社会移動による人口減少を抑制するとともに、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえ、出生数を増加させる必要があります。

また、本市において今後も活力ある地域社会を維持するためには、本市への新しいひとの流れや安心・安全なまちづくりによる本市の創生に取り組むことが必要です。

この実現に向けて本市が目指すべき将来の方向について、以下の 4 つの基本方向を提示します。

¹ 令和 2 年 2 月に市民 2,000 名を対象(回答数 660、33.0%)に実施したアンケート調査結果より

Ⅲ 人口ビジョン

① 多岐市の資源を活かし、稼ぐ地域をつくとともに、誰もが安心して働ける環境をつくる

本市から転出する理由としては「就職、転職、転勤」が最も多く、特に若い世代の比率が高い傾向がみられます。このことは、本市における人口減少の要因ともなっています。

これに歯止めをかけるためには、地域企業の稼ぐ力を向上するとともに、若い世代がやりがいや魅力を感じるしごとの創出が必要です。そのためには、企業誘致や既存の地域産業の生産性向上などはもとより、自然、歴史など多岐市の資源・環境を活かした新たな事業展開や起業の促進に取り組む必要があります。

また、多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルを踏まえ、誰もが安心して力を発揮できる就業環境づくりが必要です。労働力人口の減少が見込まれる多岐市において、女性や高齢者、障害者など誰もが活躍できる地域社会を目指すことが、地域産業の担い手を確保することにつながります。

② 多岐市の魅力をPRし、新しい人のつながり・流れをつくる

本市への新しいひとの流れをつくる取り組みとして、これまで本市のことを知るきっかけづくりや多岐市の知名度アップを図るためのプロモーション戦略を強化し、積極的に多岐市を全国へ売り出すことに併せ、定住支援金制度などにより、UIJ ターンを促進してきました。

今後は、これらに加え、多くの人に本市への関心や関わりを深めてもらい、そこで生まれる縁を将来の移住につなげる取り組みが求められます。そのためには、観光による交流の強化に留まらず、実際に本市での暮らしを体験する取り組みや、ふるさと納税などを通じてつながりを強化することが必要です。

③ 多岐市の子育て・教育環境を向上し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚・出産・子育ての希望を多くの若年層が持ちながら、その希望がかなっていない状況がみられており、子どもの数においても理想と現実に大きなギャップがみられます。結婚・出産・子育ての希望をかなえるためには、前述の雇用の創出に加え、出会いの創出、子育て支援や教育環境の充実など、安心して子どもを育てられる環境づくりや経済的な支援が必要です。

④ 多岐市らしい地域づくりを行い、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

人口減少に伴い、税収が減る一方で、高齢化によって社会保障費の増大につながる可能性があります。今後の市の財政状況を見据え、公共サービスのあり方を検討し、人口減少をはじめとした、まちの状況に対応した、身の丈にあったまちづくりを行うことが重要です。

また、安心して暮らすことができる地域をつくるためには、都市機能を維持することが必要です。このためには、既存の公共施設や空き家・空き店舗等を最大限活用するなど、ストックマネジメントに取り組み、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実を図るほか、疾病予防や健康づくりを推進しながら、医療・福祉サービス等の機能を確保していくことが求められます。

加えて、市内各地域の状況は様々であるため、それぞれの地域の特性に応じたまちづくりを行うとともに、地域と地域のつながりを強化し、相互に補完することで、持続可能なまちづくりを実現していきます。

(3) 人口の将来展望

平成 27 年に策定した人口ビジョンでは、本市の人口の将来展望について、「令和 42（2060）年に総人口 13,600 人の確保を目指す」としています。

本市では、前回の人口ビジョンで示した方向性を踏まえ、「多岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 27（2015）～令和 2（2020）年）を策定し、これまでの 5 年間、人口減少対策を実施してきたところであり、長期的な人口の目標である将来展望人口を見直すには時期尚早であることから、引き続き「**令和 42（2060）年に総人口 13,600 人の確保を目指す**」とします。

なお、将来展望人口の達成に向け、平成 30（2018）年の社人研推計の条件に加え、前回の人口ビジョンと同様に、合計特殊出生率を令和 22（2040）年までに 2.07 に向上させることを目指します。これを達成した場合、令和 42（2060）年時点での人口は 7,559 人となる見込みであり、将来展望人口に対して、6,041 人不足することから、これについては、各種施策の実施による純移動数の増加により補うことを目指します。

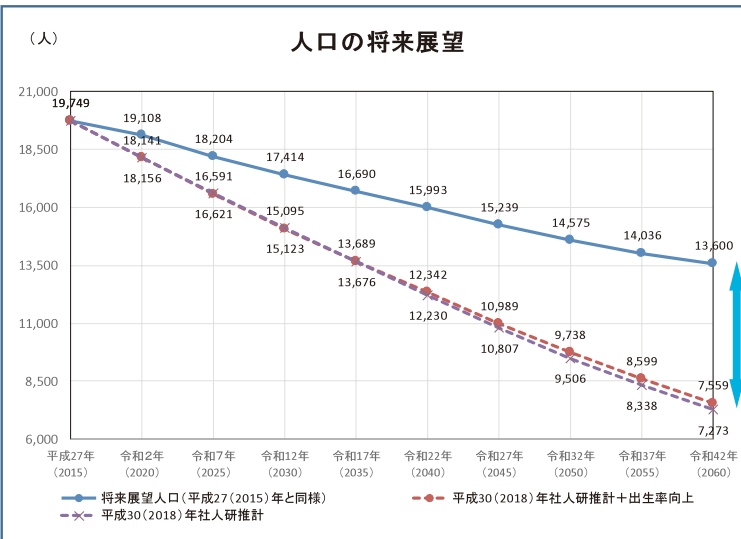
（第 2 期「多岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標（数値目標）として、純移動数を設定します。）

【人口目標】 **令和 42 年に総人口 13,600 人の確保を目指す**

● 合計特殊出生率を令和 22 年までに 2.07 に向上させる

● 各種施策の実施により、令和 42 年までに 6,041 人の純移動数増を目指す

■ 人口の将来展望



不足する 6,041 人は、各種施策の実施による純移動数の増で補う

Ⅲ 人口ビジョン

(参考) 人口の推計条件

■ 改定前

	平成 25 (2013) 年 社人研推計準拠	将来展望人口
基準人口	平成 22 (2010) 年国勢調査人口 : 21,402 人	
出生	平成 22(2010)年の全国の子ども女性比 (15～49 歳女性人口に対する 0～4 歳人口の比) と各市町村の子ども女性比との比をとり、その比が平成 27(2015) 年以降令和 22 (2040) 年まで一定として市町村ごとに仮定。 (合計特殊出生率換算 : 令和 2 (2020) 年→1.43、令和 12 (2030) 年→1.40、令和 22 (2040) 年→1.41)	国、県の人口ビジョンに準拠し、令和 22 (2040) 年までに、合計特殊出生率を 2.07 に向上することを想定し、令和 2 (2020) 年、令和 12 (2030) 年は県の目標値の 0.93 倍に設定 (令和 2 年までに 1.64、令和 12 年までに 1.67)
移動	平成 17(2005)～平成 22(2010)年の国勢調査 (実績) に基づいて算出された純移動率が、平成 27(2015)～令和 2 (2020)年までに定率で 0.5 倍に縮小し、その後はその値を平成 47(2035)～52(2040)年まで一定と仮定。	純移動率について、令和 2 (2020) 年までは社人研準拠推計の値を採用し、それ以降の純移動率が 5 年ごとに 1/2 に縮小しながら収束
令和 42 (2060) 年人口	<u>10,241 人</u>	<u>13,600 人</u>

■改訂後

	平成 30（2018）年 社人研推計準拠	将来展望人口
基準人口	平成 27（2015）年国勢調査人口：19,749 人	
出生	平成 27(2015)年の全国の子ども女性比（15～49 歳女性人口に対する 0～4 歳人口の比）と各市区町村の子ども女性比との比をとり、その比が概ね維持されるものとして令和 2（2020）年以降、市区町村ごとに仮定。 （※合計特殊出生率換算：令和 2（2020）年→1.51、令和 12（2030）年→1.50、令和 22（2040）年→1.51）	県ビジョンが未改訂であることを踏まえ、改訂前と同様に合計特殊出生率を設定。 令和 2（2020）年：1.64 令和 12（2030）年：1.67 令和 22（2040）年：2.07
移動	平成 22(2010)～27(2015)年の国勢調査（実績）等に基づいて算出された移動率が、令和 22(2040)以降継続すると仮定。	各種施策の実施により、令和 42（2060）年までに純移動数を 6,041 人増加。
令和 42（2060）年人口	<u>7,273 人</u>	<u>13,600 人</u>

IV 総合計画の財政フレーム

(1) 総合計画の財政フレーム

「多岐市中期財政計画（令和3年度～令和7年度）」に基づき、本計画期間（前期5年間）における計画事業費を明示した財政フレームを設定します。

計画事業費に紐づく事務事業は、毎年の行政評価の対象としPDCAサイクルに基づいた事務の見直しとビルド＆スクラップを徹底させることで、限られた計画事業費を有効的かつ効率的に総合計画の推進に活用していきます。

◆総合計画の財政フレーム

項 目		計 画 期 間（前期）				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
歳 入	地方税	1,581,870	1,709,264	1,729,206	1,673,302	1,657,414
	地方交付税	4,621,118	4,454,988	4,593,280	4,523,441	4,393,382
	国・県支出金	2,372,170	2,376,838	2,234,359	2,241,000	2,229,091
	地方債	1,132,000	1,287,700	939,700	1,538,500	771,200
	その他	2,588,563	2,784,945	2,605,264	2,566,628	2,517,371
	合 計	12,295,721	12,613,735	12,101,809	12,542,871	11,568,458
歳 出	計画外経費	3,550,907	3,738,454	3,868,350	3,641,224	3,541,073
	人件費	2,172,273	2,158,410	2,290,743	2,135,225	2,197,376
	公債費	1,378,634	1,580,044	1,577,607	1,505,999	1,343,697
	計画事業費	8,744,814	8,875,281	8,233,459	8,901,647	8,027,385
	扶助費	2,372,039	2,353,548	2,335,847	2,318,911	2,302,713
	普通建設事業費	1,183,657	1,363,850	759,086	1,409,586	577,586
	繰出金	1,287,620	1,281,242	1,289,126	1,293,679	1,301,468
	その他	3,901,498	3,876,641	3,849,400	3,879,471	3,845,618
	合 計	12,295,721	12,613,735	12,101,809	12,542,871	11,568,458

（令和2年12月時点）

索引	用語	意味	ページ
あ	アウトソーシング	企業や行政機関が、業務の一部を外部の専門業者に委託すること。	P120
	一部事務組合	地方公共団体が事務の一部を共同で処理するために設置する組合。	P79
	えせ同和行為	「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乘じ、例えば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖を付けて高額の本籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為。	P114
	オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータ。	P117
	嚶鳴協議会（おうめいきょうぎかい）	「ふるさとの先人を活かしたまちづくり、人づくり、心そだて」に取り組んでいる自治体が地域交流を通じ課題を克服し、その取り組みを全国に発信することを目的とする会。〔多久市の先人〕「多久領4代領主 多久茂文」「日本初の『工学博士』 志田林三郎」	P51
	温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。地球温暖化の主な原因とされている。（水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどが該当）	P32 P73 P78
か	海洋プラスチックごみ	日常生活や経済活動から海に流れ着いたり、直接海や川に捨てられたりして、最終的に海洋を漂うプラスチックのごみ。プラスチックは、ほとんど分解されないことから、海洋生物が摂取することなどにより、人間を含む生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。	P20
	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。	P98 P100
	キャッシュレス化	クレジットカードや電子マネーを用いた取引など、現金（キャッシュ）を介さない取引が増加すること。	P103 P104

V 用語集

索引	用 語	意 味	ページ
か	救急告示病院	救急病院等を定める省令に基づき、知事が認定した医療機関のことで、救急医療について知識や経験を持つ医師が常時診療に従事していることや、救急医療や傷病者の搬送に必要な施設や設備を有することなどの条件を満たしている病院。	P54
	行政評価	行政が行っている仕事やサービス内容などに対し、その妥当性、有効性、効率性といった観点から客観的に分析・評価を行う制度。	P3 p4 P21 P32 P119 P122
	クラウドソーシングワークー	インターネットを利用して不特定多数の人に業務を発注したり、受注者の募集を行うサービス（クラウドソーシングサービス）を利用し、業務を受注して働く人。	P103 P104 P127 P129
	経常経費	年々、経常的に支出される経費で、地方自治体が行行政活動を行うために必要な一種の固定的経費。（例：人件費、維持補修費など）	P119
	経常収支比率	経常的な一般財源のうち、経常的な歳出に使われる比率を表す指標。	P9 P120
	計装設備	測定装置や制御装置。	P76
	健康寿命	日常生活に制限のない期間。平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。	P31
	鉱害復旧田	鉱害復旧事業により復旧した田。（鉱害：石炭など鉱物の掘採が原因として生じた損害）	P99
	合計特殊出生率	その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一般に、「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」と解釈される。	P27
	公債費	国や金融機関等からの借入金（地方債）への返済額。	P119
	コミュニティ・スクール	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能になり、地域と一体になって特色ある学校づくりを進めていくことができる仕組み。	P36 P37 P39 P128 P129

索引	用語	意味	ページ
さ	災害時応援協定	地震や水害などの大規模災害の発生時に、民間事業者や他自治体から災害復旧に関する人的支援、物的支援を受けるために締結される協定。	P82
	財政力指数	普通交付税額の決定のために算定される基準財政収入額を基準財政需要額で割った値の過去3ヶ年の平均値で示した指標。	P9
	在宅当番医制	夜間や休日などの時間外に急な病気でも診療が受けられるように、地域内の医療機関が輪番制で一定の時間、医療機関に所在し、対応する制度。	P54
	サイバーセキュリティ	サイバー攻撃に対する防御行為。コンピューターへの不正侵入、データの改竄(かいざん)や破壊、情報漏洩(ろうえい)、コンピューターウイルスの感染などがなされないよう、コンピューターやコンピューターネットワークの安全を確保すること。	P121
	サテライト型住居	グループホームなどの本体施設とは別の場所で運営される居住施設。	P67
	ジェネリック医薬品	新薬(先発医薬品)の特許が切れたあとに販売される薬。新薬と同じ有効成分を含み、同等の効能・効果が得られ安価である。	P70
	資源循環型農業	畜産や農業で出る廃棄物(糞や収穫屑)などを地域の有機資源として有効に活用し、環境に配慮した持続性の高い農業	P100
	自主防災組織	災害発生による地域の被害の予防や軽減のための活動を行う地域住民主体の団体。	P81 P82 P83 P128 P130
	実質公債費比率	地方自治体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方自治体の財政規模に対する割合で表したもの。	P120

V 用語集

索引	用語	意味	ページ
さ	指定管理者	多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、公の施設の管理を委ねられた民間事業者等。	P89 P120
	集落営農組織	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の概ね過半の農家で構成する組織で、農地利用あるいは農業生産過程の一部、または全部についての共同化・統一化に関する合意の下に農業を行うもの。	P99 P101
	循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し(ごみをなるべく出さず)、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し(ごみをできるだけ資源として使い)、適正な廃棄物の処理(使えないごみはきちんと処分)を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会。	P20 P32 P78
	シルバー人材センター	都道府県知事の指定を受けた公益法人で、高齢者にライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務」を提供し、健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上・活性化に貢献している。	P60 P61 P65
	ストックマネジメント	公共資産などについて、長期的な視点で今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改善を実施するなど、施設全体を対象とした施設管理を最適化するよう管理を行うこと。	P26
	スマートシティ	都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区。	P19 P21
	スマート農業	ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業。作業の自動化、情報共有の簡易化、データの活用などにより生産現場が抱える課題を解決することが期待されている。	P32 P98 P99

索引	用語	意味	ページ
さ	成果指標	行政活動の成果（政策の成果）を測る指標。受益者（市民）の観点からとらえた具体的な効果や効用を基準としている。	P4 P10 P13
	生活習慣病	食事や運動、ストレス、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に深く関与する病気の総称。糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満、心臓病、脳卒中などがある。	P56 P57 P63 P69 P130
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害のある人など判断能力が不十分な成年者の財産管理や身の回りの世話の手配を、代理権や同意権が付与された成年後見人等が行うことができる制度。	P64
	総合型地域スポーツクラブ	身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。	P49 P50
	総合診療医	総合的な診療能力を持つ医師。地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることや、患者個人の複数疾患や生活上の課題を総合的に診ることができ、地域包括ケアシステムにおいて中心的な役割を担う。	P54
	ソーシャルメディア	SNS、ブログ、簡易ブログなど、インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称。	P127
た	多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会。	P31 P51
	（農業の） 多面的機能	国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。	P98

V 用語集

索引	用語	意味	ページ
た	多面的機能支払交付金制度	地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動（組織を作り、市町村と協定を締結）に対して一定額を交付する制度。	P99
	男女共同参画社会	性別を問わず、個々人が個性や能力を発揮し、自分らしく生きることのできる社会。	P32 P113 P114
	地域医療構想	病床の機能分化・連携を進めるために、都道府県が、医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに医療需要と病床の必要量を推計し、目指すべき医療提供体制を実現するための施策などを定めるもの。	P53
	地域主権改革	日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革。	P2
	地方創生	少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目指すもの。	P2 P5 P6 P21 P22 P121 P124 P126
	中1ギャップ	児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活になじめずに、不登校になったりする問題。	P36 P37
	中山間地域等直接支払制度	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度。	P98
	低炭素社会	二酸化炭素の排出量が少ない社会。	P20
	テレワーク	企業や団体の従業員や職員が、事業所や事務所以外の遠隔の場所（自宅やカフェ、コワーキングスペースなど）で業務を行うこと。リモートワークとも言う。	P19

索引	用 語	意 味	ページ
な	日中活動系サービス	障害福祉サービスの分類で「事業所に出かけて利用するサービス」の総称。（短期入所、生活介護、自立訓練サービスなど）	P66
	ニュースポーツ	「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽に自由に楽しめる」スポーツ。競い合うことよりも「楽しむ」ことが重視され、技術や体力が必要とされる競技スポーツに比べると、ルールが易しく、運動量が調節でき、年齢や体力差に関係なく楽しめるという特徴がある。	P49
	認知症ケアパス	認知症の人やその家族が「いつ」「どこで」「どのような」医療や介護サービスが受けられるのかなど、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを市町村がまとめたもの。	P64
	農業集落排水事業	農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設を整備する事業。	P76 P79 P130
は	パブリックコメント	行政等の案を公表し、この案に対して広く公に（＝パブリック）から意見・情報を考慮して意思決定を行う手続。	P117 P118
	パリ協定	2015年にフランス・パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）で、世界約200か国が合意して成立した、地球温暖化対策の国際的な枠組み。	P73
	人・農地プラン	農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。	P99
	避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人。	P81 P82 P83
	病院群輪番制	救急車により直接搬送されてくる、又はかかりつけの診療所など初期救急医療機関から転送されてくる重症救急患者に対応するため、地域ごとに、休日や夜間に対応できる病院が輪番制で対応する制度。	P54

V 用語集

索引	用 語	意 味	ページ
は	ビルド&スクラップ	行政機構において、新しい予算や事業、組織等の新設を行う場合、肥大化を防ぐために、既存の予算や事業、組織を廃止すること。スクラップ&ビルドとも言う。	P4 P122
	5 G（ファイブジー）	第5世代移動通信システムのこと。「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」などの特徴を持つ。4 G まだが基本的に人と人とのコミュニケーションを行うためのツールとして発展してきたのに対し、あらゆるモノ・人などが繋がるIoT時代の新たなコミュニケーションツールとしての役割を果たすことが期待されている。	P19
	扶助費	社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。	P119
	ふるさと納税	地方自治体への寄付のひとつの形態。一般的に地方自治体に寄付をした場合には、確定申告を行うことで、その寄付金の一部が所得税及び住民税から控除されるが、ふるさと納税では原則として自己負担額の2,000円を除いた全額（収入や家族構成等に応じて一定の上限あり）が控除の対象となる。	P25 P122 P129
	フレイル	加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、健康な状態から要介護状態へ移行する中間の状態。	P62 P63 P130
	プロモーション	消費者の購買意欲を喚起するための活動。	P25
	防災行政無線	各地方自治体が「地域防災計画」に基づき、地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的とする無線局。	P82
	ボーダレス化	あること（もの）に対して、境界がなくなることや意味をなさなくなること。経済活動や社会活動、情報通信、環境問題など、国家の枠にとどまらない多様な活動や事象について使われる。	P19

索引	用 語	意 味	ページ
ま	マルチ商法	特定商取引法で「連鎖販売取引」として規制されている販売形態。ネットワークビジネス、システム販売などとも呼ばれ、商品を買って販売組織に参加した会員が、同じように友人・知人を組織に加入させ、新たに会員になった人がさらに新しい会員を加入させ組織を拡大していく商法。	P86
	未来技術	IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビックデータなど Society5.0 の実現に向けた技術。	P6 P19
	メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態。	P69
ら	リテラシー	原義は、「読解記述力」（読み書きの能力）のこと。これから転じて、読み書きに限らず、ある特定分野の事象や情報を適切に理解・解釈・分析し、改めて記述・表現する能力のことを指す。	P36
	レセプト	診療（調剤）報酬明細書の通称で、病院などが患者に対して治療を行った際、費用（医療費）を保険者に請求する時に使用する書類。	P56
	6次産業化	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。	P99
わ	ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について自ら希望するバランスで展開できる状態。	P114 P115
A	AI（エーアイ）	「Artificial Intelligence」（人工知能）の略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術。	P19 P99 P121
B	BOD 調査	水質調査の一つ。BODとは「Biochemical Oxygen Demand」（生物化学的酸素要求量）の略で、生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量のことで、これを計測することで、河川等の汚染度を測ることができる。	P74

V 用語集

索引	用語	意味	ページ
C	CSO（シーエスオー）	「Civil Society Organization」（市民社会組織）の略。非政府・非営利でなおかつ公益に関心を持つ様々な団体のこと。（例：NPO 法人、ボランティア団体、婦人会、老人会、PTA など）	P114
	CMS（シーエムエス）	「Content Management System」（コンテンツマネジメントシステム）の略。Web サイトの構築に必要なテキスト（文字情報）や画像、ページデザイン、サイト構成などの各種コンテンツや設定情報などを一元管理し、Web 技術者以外がサイトの構築や編集を行えるようにするシステム。	P116
D	DX（ディーエックス）	「Digital Transformation」（デジタルトランスフォーメーション）のこと。企業や行政機関等が環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、組織文化・風土を変革すること。	P121
I	IC（インターチェンジ）	「Inter Change」の略。立体交差する道路相互間、または近接する道路相互間を連絡路によって立体的に接続する施設。一般的に本線車線と変速車線および連絡路から構成され、有料道路の場合には必要により料金所が併設される。	P94 P106
	IoT（アイオーティー）	「Internet of Things」（モノのインターネット）の略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり、相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。	P19 P99

索引	用語	意味	ページ
I	ICT（アイシーティー）	「Information and Communication Technology」（情報通信技術）の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。	P19 P21 P36 P37 P103 P104 P105 P121 P122 P123 P128 P130
J	JCT（ジャンクション）	「Junction」の略。高速道路相互を直接接続するインターチェンジ。通常のインターチェンジの概念（一般道路との出入を目的とし、料金徴収施設が併設されている）と区別するため、用いられている用語。	P94
P	PDCA サイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。	P4 P21
	PIO-NET（ピーアイオーネット）	全国消費生活情報ネットワークシステム。全国各地の消費生活センター及び国民生活センターが受け付けた相談情報を蓄積したデータベース。	P86 P87

V 用語集

索引	用語	意味	ページ
P	PR（ピーアール）	「Public Relations」の略。企業体や官公庁が事業内容などの公共的価値を大衆や関係方面によく知ってもらい、その信頼・協力を強めようとする宣伝広告活動。	P14 P25 P51 P93 P104 P105 P107 P108 P109 P110 P116 P117 P127 P129
S	SDGs（エスディージーズ）	「Sustainable Development Goals」（持続的な開発目標）の略。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。	P6 P21 P29 P38 P121
S	SF 商法	チラシや無料の商品引換券を配って販売会場に人を集め、最初は日用品などを次々と無料で配ったりして人々を興奮状態に陥れ、最終的には高額な布団や貴金属などの契約をさせる商法。この商法を初めて行ったのが「新製品普及会」という業者だったことから、こう呼ばれる。人々を一種の催眠状態にして契約を迫ることから、催眠商法とも呼ばれる。	P86

索引	用語	意味	ページ
S	SNS（エスエヌエス）	「Social Networking Service」の略。人と人とのつながりを通じて新たな人間関係を築く場をウェブサイトで提供する会員制サービス。	P87 P107 P114 P116 P117 P129
	Society5.0（ソサイエティ5.0）	IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビックデータ等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、格差なく、多様なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供し、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会。	P6 P29
U	UIターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。	P25 P92 P127

VI 策定経過

開催日時	内 容
令和元年 12 月 4 日	策定支援業者（有限責任監査法人トーマツ）と協議（第 1 回）
令和 2 年 1 月 6 日	策定支援業者（有限責任監査法人トーマツ）と協議（第 2 回）
令和 2 年 2 月 4 日	市長ヒアリング
令和 2 年 2 月 7 日	市民アンケート調査発送
令和 2 年 2 月 26 日	策定支援業者（有限責任監査法人トーマツ）と協議（第 3 回）
令和 2 年 4 月 23 日	策定支援業者（有限責任監査法人トーマツ）と協議（第 4 回）
令和 2 年 6 月 3 日	策定支援業者（有限責任監査法人トーマツ）と協議（第 5 回）
令和 2 年 7 月 2 日	多久市総合計画審議会（第 1 回）
令和 2 年 7 月 2 日	第 5 次多久市総合計画について審議会へ諮問
令和 2 年 7 月 27 日	策定支援業者（有限責任監査法人トーマツ）と協議（第 6 回）
令和 2 年 8 月 3 日	多久市総合計画審議会（第 2 回）
令和 2 年 8 月 6 日	基本計画策定に関する職員説明会
令和 2 年 8 月 27 日	基本計画策定に関する担当課ヒアリング（～8 月 31 日）
令和 2 年 9 月 17 日	策定支援業者（有限責任監査法人トーマツ）と協議（第 7 回）
令和 2 年 10 月 5 日	多久市総合計画審議会（第 3 回）
令和 2 年 11 月 13 日	多久市総合計画審議会（第 4 回）
令和 2 年 12 月 15 日	議会との情報交換会

開催日時	内 容
令和2年12月25日	パブリックコメント（～1月25日）
令和3年1月12日	策定支援業者（有限責任監査法人トーマツ）と協議（第8回）
令和3年2月5日	多岐市総合計画審議会（第5回）
令和3年2月5日	第5次多岐市総合計画について審議会から答申
令和3年3月1日	第5次多岐市総合計画を3月市議会定例会に上程
令和3年3月18日	第5次多岐市総合計画を議決

VI 策定経過

多市総政第210号
令和2年7月2日

多久市総合計画審議会
会長 大島 克己 様

多久市長 横尾 俊彦



第5次多久市総合計画について（諮問）

多久市総合計画条例第4条の規定により、第5次多久市総合計画の策定について、貴審議会に諮問いたします。

令和3年2月5日

多久市長 横尾 俊彦 様

多久市総合計画審議会
会長 大島 克己



第5次多久市総合計画について（答申）

令和2年7月2日付け多市総政第210号をもって諮問された、第5次多久市総合計画について、本審議会において慎重に審議した結果、第5次多久市総合計画及び第2期多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略として、別冊のとおり答申します。

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、本市の総合計画に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の最上位計画とし、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市の将来像とその基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市政の基本的な計画であり、基本構想における基本目標を踏まえた施策の基本的な方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、総合計画を策定するものとする。

(審議会への諮問)

第4条 市長は、総合計画の策定又は変更に当たっては、あらかじめ、多久市総合計画審議会条例（昭和55年多久市条例第19号）第1条に規定する多久市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、総合計画を策定又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合性の確保)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定又は変更について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

Ⅷ 多久市総合計画審議会条例

昭和 55 年 7 月 10 日

（設置）

第 1 条 本市の総合計画に関する必要な事項について調査及び審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、多久市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ総合計画の策定その他実施に関する必要な事項の調査及び審議を行う。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）市議会の議員
- （2）市及び関係行政機関の職員
- （3）各種団体の役員
- （4）学識経験者
- （5）公募により応募のあった市民のうちから選出された者

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る策定が終了するまでとする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（部会）

第 7 条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため部会をおくことができる。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(施行期日)

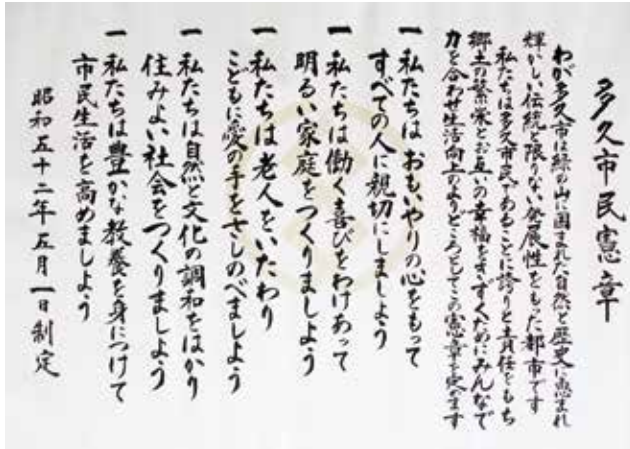
1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

IX 多岐市総合計画審議会委員名簿

番号	氏 名	役職等	備 考
1	荒瀬 弘之	副市長	副会長
2	池田 隆臣	一般社団法人たく 21 まちづくりプロデューサー	
3	石田 俊二	多岐市子ども・子育て会議 会長	
4	大島 克己	多岐市嘱託員会 会長	会長
5	太田 光博	株式会社佐賀銀行 多岐支店長	
6	小川 理絵	公募委員	
7	小野 茂	多岐市スポーツ推進審議会 会長	
8	樺島 永二郎	多岐市議会議員	
9	國信 好永	多岐市議会議員	
10	倉富 治利	公募委員	
11	笹川 敏	笹川敏司法書士事務所（佐賀県司法書士会 推薦）	
12	陣内 成和	多岐市消防団 団長	
13	田島 恭子	男女共同参画推進市民委員会 副会長	
14	中島 慎一	多岐高等学校 校長	
15	西川 潤一	株式会社多岐ケーブルメディア 代表取締役社長	
16	原 久美子	多岐市文化連盟 会員	
17	原口 郁哉	こくみん共済 COOP 佐賀推進本部 本部長 （連合佐賀南部地域協議会 推薦）	
18	藤川 範史	多岐市商工会 会長	
19	藤田 和彦	多岐市社会福祉協議会 会長	
20	牟田 和弘	佐賀県農業協同組合 理事	

緑園に輝くまち 多久

～ 時流を感じる 文教・安心・交流・協働のまち ～



多久市民憲章



市章



市旗



市の花 (うめ)



市の木 (かえで)

第5次多久市総合計画 及び 第2期多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略

編集・発行：多久市

〒 846-8501 佐賀県多久市北多久町大字小侍 7 番地 1

TEL 0952-75-2116 FAX 0952-75-2110

<https://www.city.taku.lg.jp/>